

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 2月23日
【会社名】	テラ株式会社
【英訳名】	tella, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢崎 雄一郎
【本店の所在の場所】	東京都新宿区本塩町 8 番地 1
【電話番号】	03-5312-0417（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経理財務部長 山本 龍平
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区本塩町 8 番地 1
【電話番号】	03-5312-0417（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経理財務部長 山本 龍平
【届出の対象とした募集(売 出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 263,500,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 312,000,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 78,000,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法 上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書 提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	1,000,000 (注)2.	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

(注) 1. 平成21年2月23日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成21年3月6日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

5. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

平成21年3月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で本募集を行います。引受価額は平成21年3月6日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社ジャスダック証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	1,000,000	263,500,000	179,400,000
計(総発行株式)	1,000,000	263,500,000	179,400,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の上場前公募等規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成21年2月23日開催の取締役会決議に基づき、平成21年3月17日に決定される予定の引受価額を基礎とし、会社計算規則第37条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定仮条件(310円～470円)の平均価格(390円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は390,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込 株数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成21年 3月18日(水) 至 平成21年 3月24日(火)	未定 (注) 4.	平成21年 3月25日(水)

(注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成21年3月6日に仮条件を提示し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成21年3月17日に引受価額と同時に決定する予定であります。仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。需要の申込みの受付にあたり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成21年3月6日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成21年3月17日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成21年2月23日開催の取締役会において、平成21年3月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第37条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成21年3月26日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、平成21年3月10日から平成21年3月16日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売にあたりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
みずほ信託銀行株式会社 本店	東京都中央区八重洲一丁目2番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成21年3月25日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番16号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
豊証券株式会社	愛知県名古屋市中区栄三丁目7番1号		
丸三証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目5番2号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号		
高木証券株式会社	大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-400号		
計		1,000,000	

(注) 1. 平成21年3月6日(金)開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成21年3月17日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、5,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
358,800,000	26,000,000	332,800,000

- (注) 1 . 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定仮条件（310円～470円）の平均価格（390円）を基礎として算出した見込額であります。
- 2 . 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
- 3 . 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額332,800千円については、新規基盤提携医療機関の設立支援のための設備投資に300,000千円を、残額の32,800千円については医療機関向けシステム開発に充当する予定であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成21年3月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者 の住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち 入札による売出し			
	入札方式のうち 入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング方式	800,000	312,000,000	東京都文京区本郷7-3-1 ユーテック一号投資事業有限責任 組合 500,000株 東京都港区西麻布1-3-12 矢崎 雄一郎 100,000株 埼玉県朝霞市浜崎1-3-6 大田 誠 100,000株 東京都渋谷区代々木2-37-15 堀永 賢一朗 100,000株
計(総売出株式)		800,000	312,000,000	

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の上場前公募等規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定仮条件(310円~470円)の平均価格(390円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受 価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付 場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成21年 3月18日(水) 至 平成21年 3月24日(火)	100	未定 (注) 2.	引受人の 本店及び 全国各支 店	東京都中央区八重洲二丁目4番1 号 新光証券株式会社	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成21年3月17日)に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)

7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者 の住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち 入札による売出し			
	入札方式のうち 入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング方式	200,000	78,000,000	東京都中央区八重洲二丁目4番1号 新光証券株式会社 200,000株
計(総売出株式)		200,000	78,000,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、新光証券株式会社が行う売出しであります。従って、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少もしくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、新光証券株式会社は、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定仮条件(310円～470円)の平均価格(390円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1.	自 平成21年3月18日(水) 至 平成21年3月24日(火)	100	未定 (注) 1.	新光証券株 式会社の本 店及び全国 各支店		

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日(平成21年3月17日)において決定する予定であります。
3. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
4. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
5. 新光証券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. ジャスダック証券取引所NEOへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、新光証券株式会社を主幹事会社として、ジャスダック証券取引所NEOへの上場を予定しております。

2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が貸株人である矢崎雄一郎（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、平成21年4月21日を行使期限として貸株人から付与される予定であります。

また、主幹事会社は、平成21年3月26日から平成21年4月21日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的としてジャスダック証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返却に充当し、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である矢崎雄一郎並びに売出人であるユーテック一号投資事業有限責任組合、大田誠及び堀永賢一郎は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成21年9月21日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシュエーションに関しての対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の2倍以上であって、ジャスダック証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行うジャスダック証券取引所立会内取引での売却等を除く。）等を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める上場前公募等規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第3 【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1) 表紙に当社の社章



を記載いたします。

(2) 表紙の次に「1. 業績等の推移」から「2. 事業の内容」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1. 業績等の推移

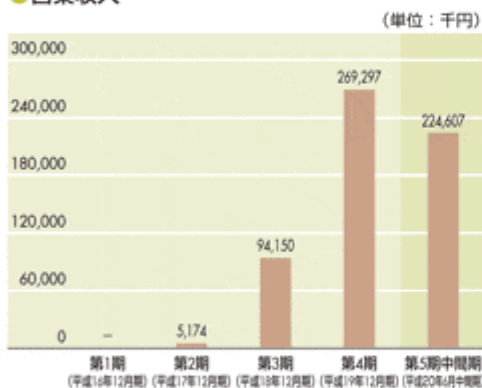
●主要な経営指標等の推移

回次 決算年月	第1期 平成16年12月	第2期 平成17年12月	第3期 平成18年12月	第4期 平成19年12月	第5期中間期 平成20年6月
営業収入(千円)	—	5,174	94,150	269,297	224,607
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△2,532	△71,047	△10,490	63,634	32,961
当期(中間)純利益 又は当期純損失(△)(千円)	△2,622	△71,227	△10,780	69,890	17,506
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	—	—	—	—	—
資本金(千円)	20,000	97,756	140,318	247,628	247,628
発行済株式総数(株)	400	7,477	8,612	10,082	10,082
純資産額(千円)	17,377	51,412	83,193	367,704	385,210
総資産額(千円)	17,591	167,178	194,655	526,290	535,408
1株当たり純資産額(円)	43,443.04	6,876.05	9,660.21	36,471.37	38,207.78
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額)(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(中間)純利益 又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△12,338.72	△11,279.03	△1,303.09	7,567.00	1,736.41
潜在株式調整後 1株当たり当期(中間)純利益(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率(%)	98.8	30.8	42.7	69.9	71.9
自己資本利益率(%)	—	—	—	31.0	4.7
株価収益率(倍)	—	—	—	—	—
配当性向(%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	—	—	△17,619	73,977	68,604
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	—	—	19,823	△144,366	5,553
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	—	—	3,712	151,437	△31,740
現金及び現金同等物の 期末(中間期末)残高(千円)	—	—	37,667	118,714	161,132
従業員数(名)	1	4	5	10	18

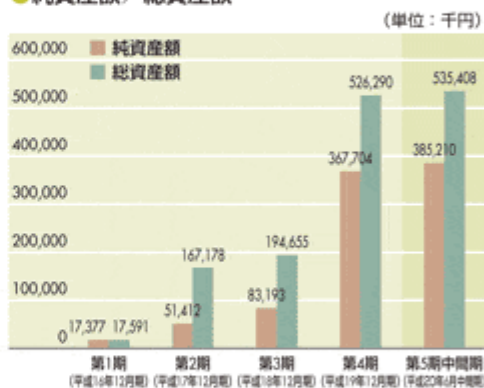
- (注) 1 当社は、平成16年6月24日設立のため、第1期については、決算期間が平成16年6月24日から平成16年12月31日までの6ヶ月7日となっております。
- 2 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に関わる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 3 営業収入には、消費税等は含まれておりません。
- 4 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
- 5 第1期から第3期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 6 潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益については、第1期は新株予約権が存在しないため、第2期から第5期中間期については、新株予約権が存在しますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
- 7 当社は、第3期の財務諸表については旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第4期及び第5期中間期の財務諸表並びに中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査及び中間監査を受けておりますが、第1期及び第2期については、当該監査を受けておりません。
- 8 株価収益率については当社株式が非上場であるため、記載しておりません。
- 9 純資産額の算定にあたり、第3期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 10 当社は平成17年4月13日付で株式1株につき10株の分割、平成20年8月1日付で株式1株につき100株の分割、平成20年12月6日付で株式1株につき10株の分割を行っております。
そこで、株式会社ジャスダック証券取引所の公開引受責任者宛通知「[「上場申請のための有価証券報告書」]における1株当たり指標の遡及修正数値の取扱について」(平成20年4月3日付JQ証(上審)20第2号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。
なお、第1期、第2期及び第3期の数値については監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次 決算年月	第1期 平成16年12月	第2期 平成17年12月	第3期 平成18年12月	第4期 平成19年12月	第5期中間期 平成20年6月
1株当たり純資産額(円)	4.34	6.88	9.66	36.47	38.21
1株当たり当期(中間)純利益 又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△1.23	△11.28	△1.30	7.57	1.74
潜在株式調整後 1株当たり当期(中間)純利益(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額)(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

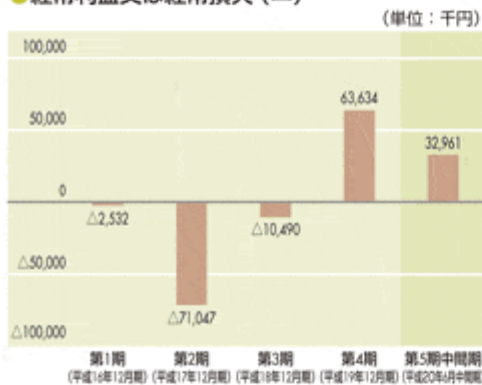
● 営業収入



● 純資産額／総資産額



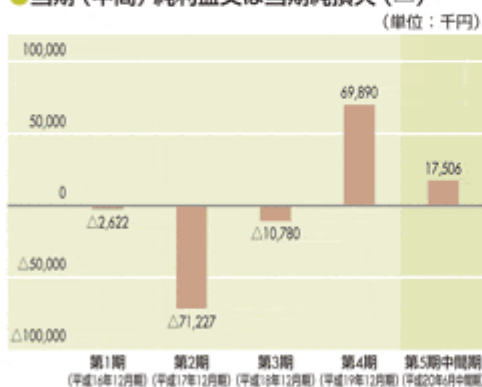
● 経常利益又は経常損失 (△)



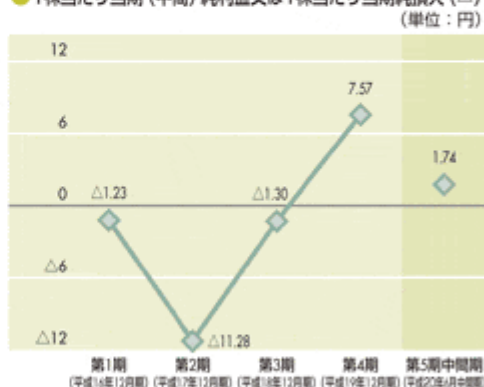
● 1株当たり純資産額



● 当期 (中間) 純利益又は当期純損失 (△)



● 1株当たり当期 (中間) 純利益又は1株当たり当期純損失 (△)



(注) 当社は平成17年4月13日付で株式1株につき10株の分割、平成20年8月1日付で株式1株につき100株の分割、平成20年12月6日付で株式1株につき10株の分割を行っております。上記では、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値を表記しております。

(注) 当社は平成17年4月13日付で株式1株につき10株の分割、平成20年8月1日付で株式1株につき100株の分割、平成20年12月6日付で株式1株につき10株の分割を行っております。上記では、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値を表記しております。

2. 事業の内容

当社は、「最先端医療をみなさまに～最先端医療サービスを創造し、みなさまの未来に貢献すること～」を経営理念として医療支援事業を行っております。

事業の内容は、がん免疫療法の一つである「樹状細胞ワクチン療法」を中心に、化学療法（がん免疫療法）、放射線療法（低侵襲放射線療法）等を組み合わせることで、効率よくがんを攻撃することを目指す、当社独自のがん治療技術・ノウハウ「アイマックスがん治療（免疫最大化がん治療：Immune maximizing therapy for cancer）」を契約医療機関に提供しております。

1. アイマックスがん治療総合支援サービスについて

樹状細胞ワクチン療法を中心とするアイマックスがん治療を行うには、高度な技術・ノウハウ、専門技術者の確保・育成、専用施設・機器等が必要であり、医療機関が独力でこれらすべてを準備し、導入することは困難です。

当社は、大学等研究機関との研究成果を活かして、医療機関がアイマックスがん治療を患者に提供するために、以下のサービスを包括的に提供し、対価を受け取っております。

(1) 細胞培養体制整備支援サービス

①細胞培養施設の設置に関する支援

樹状細胞の培養を行うためには、医薬品の製造施設と同等レベルの空気清浄度を維持する専用の細胞培養施設（CPC：Cell Processing Center）が必要となります。当該施設の設計、運用には独自のノウハウが必要となりますが、当社はこのノウハウをもとに、高品質の樹状細胞を安定的に培養するための施設の設置支援を行っております。

②培養方法に関する教育指導

医療機関が樹状細胞ワクチン療法を中心とするアイマックスがん治療を患者に提供するにあたり、培養される樹状細胞の品質が重要となります。当社では、培養技術者が安定的に質の高い樹状細胞を培養できるよう、培養方法の教育指導をしております。

③標準作業手順書の貸与

当社では、樹状細胞をはじめとする高品質の免疫細胞を安定的に培養するため、培養ノウハウを標準作業手順書（SOP：Standard Operating Procedures）に落とし込み、医療機関に貸与しております。当該手順書は、培養技術・ノウハウの改良が行われる毎に内容を更新しております。

④培養管理システム導入の支援

樹状細胞の培養工程は多岐に亘る、複雑なものとなっております。当社では、当該培養工程を正確且つ効率的に管理し、高品質な樹状細胞を培養するための培養管理システムを導入する支援を行っております。

⑤細胞品質管理支援サービス

アイマックスがん治療の臨床効果を高めるには、その中心となる樹状細胞ワクチン療法において用いる、樹状細胞の品質管理が重要です。

この点、当社は契約医療機関で培養された樹状細胞ワクチン療法に用いられる細胞について、その品質の解析を行い、契約医療機関に報告をしております。このように、培養された細胞の品質報告と細胞測定装置による解析を行う体制を整えることで、契約医療機関において安定的に高品質な樹状細胞が培養されるよう支援しております。

(2) 運営体制整備支援サービス

①治療実施体制整備の支援

アイマックスがん治療を行うに際しては、医療相談から細胞培養、投与に至る治療の一連の流れに対して、医師、看護師、培養技術者等、多くの専門家が関わるため、治療実施体制が複雑なものになります。当社では、独自のノウハウを提供することで、医療機関が治療実施体制の整備をスムーズに行えるように支援を行っております。

②業務に関わる文書の貸与

アイマックスがん治療に関する説明文書等、業務に関わる文書の貸与を行っております。

③治療評価方法の体制整備に関する支援

治療評価は、医師による患者の治療計画の立案だけでなく、アイマックスがん治療の継続的な改善及び当該治療のレピュテーションの向上に必要であることから、全ての契約医療機関で統一した評価体制をとれるよう支援しております。

(3) がん組織の保管に関する技術・ノウハウの提供

樹状細胞ワクチン療法に必要な抗原の一つである、自己がん組織の利用可能性を高め、同療法を実施できる患者を増やすために、契約医療機関に対して、患者の自己がん組織を超低温下において保存するサービス、「プライベートがんバンク」の技術・ノウハウを提供しております。

(4) 協力医療機関の紹介

アイマックスがん治療を行う際に、それを構成する全ての治療を契約医療機関のみで行うことができない場面もあることから、当社が治療に協力してくれる医療機関を開拓し、契約医療機関に紹介しております。

(5) 集患支援サービス

アイマックスがん治療は新しく、まだ広く認知が進んでいない技術・ノウハウであるため、普及を進め、より多くの患者に提供していくためには、その内容等を認知・理解してもらう必要があります。そのため、当社では、これまで蓄積してきた情報発信ノウハウを契約医療機関に提供することで、当該医療機関の集患を支援しております。具体的には、インターネットマーケティングの運用コンサルティング、患者向けセミナーの開催等を行っております。

2. 契約医療機関について

(1) 契約医療機関の種類

当社がサービスを提供する契約医療機関は、契約形態によって、①基盤提携医療機関、②提携医療機関、③連携医療機関の3種類に分類されます。

①基盤提携医療機関

当社が、医療機関に対してアイマックスがん治療を行うための設備の賃貸、技術・ノウハウの提供、マーケティング、医療機関向け及び患者向け情報提供、権利使用許諾を行い、その対価として、施設使用料、技術・ノウハウ料、権利使用料を治療数に応じて受け取っております。新規設立医療機関の場合は設立支援から設備導入等を行い、既存医療機関の場合は設備導入等を行っております。

②提携医療機関

当社が、医療機関に対してアイマックスがん治療を行うための技術・ノウハウの提供、マーケティング、医療機関向け及び患者向け情報提供、権利使用許諾を行い、その対価として、技術・ノウハウ料、権利使用料を治療数に応じて受け取っております。当社が設備導入を行わないことから、当社への施設使用料が発生しない点が、基盤提携医療機関と異なります。

③連携医療機関

基盤提携医療機関の医療相談外来を設置した医療機関です。当社が、医療機関に対してマーケティング、医療機関向け及び患者向け情報提供や院内における医療従事者間の調整等の支援を行い、その対価として当該基盤提携医療機関における治療数に応じてコンサルティング料を受け取っております。

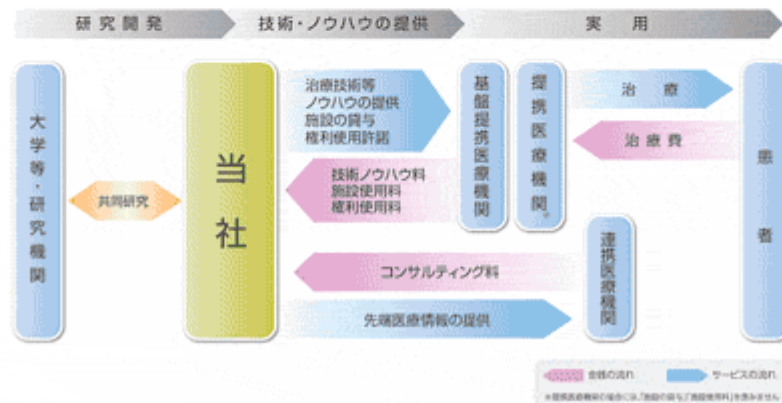
(2) 当社契約医療機関の概要（契約締結順）

平成21年1月末時点における、当社の契約医療機関は以下のとおりです。

名 称	所在地	契約形態
セレンクリニック 院長 友田岳志	東京都港区	基盤提携
医療法人社団北斗 北斗病院	北海道帯広市	提携
医療法人社団明芳会 板橋中央総合病院	東京都板橋区	連携
クリニックサンルイ 院長 三石瑤子	京都府京都市	基盤提携
医療法人社団博心厚生会 九段クリニック	東京都千代田区	基盤提携
花園クリニック 院長 桑原美苗	広島県福山市	提携
新横浜かとうクリニック* 院長 加藤洋一	神奈川県横浜市	提携
国立大学法人 信州大学医学部附属病院	長野県松本市	提携
ミッドランドクリニック 院長 阿部浩文	愛知県名古屋	基盤提携
特定医療法人北楡会 札幌北楡病院	北海道札幌市	基盤提携

*新横浜かとうクリニックに対しては、現在、活性化リンパ球療法（血液中のリンパ球を採取して、体外で大量に培養し、活性化させた上で体内に戻す、非特異的免疫療法）の技術・ノウハウのみ提供しております。

以上をまとめますと、当社の事業系統図は以下のとおりとなります。



当社技術内容に関する補足説明

1. 樹状細胞ワクチン療法の概要

(1) 樹状細胞ワクチン療法の位置づけ

がんの治療には、主に標準治療といわれる次の3種類の治療法が用いられています。

- ①「外科療法（手術）」
- ②「化学療法（抗がん剤治療）」
- ③「放射線療法」

がんと診断された場合、一般的にこれらの標準治療による治療が検討されます。局所的ながんの治療には、外科療法や放射線療法が、全身に対しての治療には化学療法等が用いられます。

しかし、これらの標準治療だけでは治療できないがんもあり、第4の治療法として「がん免疫療法」が注目されています。

当社が技術・ノウハウを提供する樹状細胞ワクチン療法は、このがん免疫療法の一つです。がん免疫療法の歴史は1970年代から続くもので、その種類は多岐に亘りますが、樹状細胞ワクチン療法は、がん細胞のみを特異的に攻撃できる「特異的免疫療法」に属する「がんワクチン療法^{※1}」の一つです。

樹状細胞ワクチン療法は、現在、世界中で臨床研究が行われておりますが、その有効性については、臨床研究において検証されている途上であるため、当社契約医療機関では自由診療で提供されております。

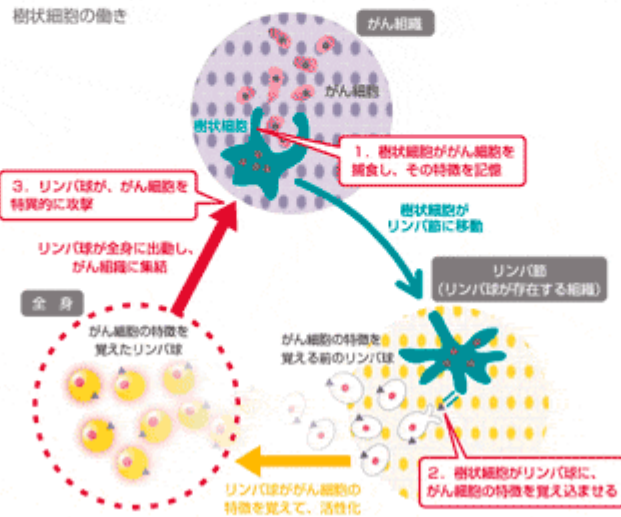
※1：がんワクチン療法

樹状細胞等によって、リンパ球にがん抗原（がん独自の特徴）を認識・記憶させることで、がん細胞を持続的に制御する治療法です。代表的なものに、樹状細胞ワクチン療法、ペプチドワクチン療法があります。



(2) 樹状細胞の働き

樹状細胞とは、枝のような突起（樹状突起）を持つことにその名を由来する免疫細胞です。この樹状細胞は、体内で異物を捕食することによりその異物の特徴（抗原）を認識し、リンパ球（異物を攻撃する役割を持つT細胞等）にその特徴を覚え込ませます。これにより、そのリンパ球が異物を特異的に攻撃することが可能になります。



(3) 樹状細胞のがん治療への応用

樹状細胞ワクチン療法は、樹状細胞の働きをがん治療に活かしたものです。

具体的には、まず樹状細胞にがん抗原（患者のがん組織や人工的に作製したがんの特徴を持つ物質）を認識させ、その樹状細胞を患者の体内に戻します。これにより樹状細胞がリンパ球にがんの特徴を覚え込ませ、リンパ球はがん細胞のみを特異的に攻撃するようになります。

このように、樹状細胞ワクチン療法は、がん細胞のみを特異的に攻撃でき、正常細胞を傷つけないことから、副作用がほとんどない治療といわれています。

(4) 当社の提供する樹状細胞ワクチン療法について

①根拠となる技術・ノウハウ

当社の樹状細胞ワクチン療法は、欧米の学術論文にもなっている^{※2}、東京大学医科学研究所で行われた悪性黒色腫・甲状腺がんに対する臨床研究、徳島大学で行われた口腔がんに対する臨床研究で培われた技術・ノウハウが基礎になっております。

また、細胞培養は前東京大学医科学研究所細胞プロセッシング寄附研究部門（平成20年8月終了）の技術・ノウハウも導入しております。

当社契約医療機関では、これらの技術・ノウハウをもとに着実に症例数を積んでおり、その数は約900となっております（平成20年12月末時点）。〔Curr. Opin. In Immunol.誌 2005, vol.17:163-169〕によると、全世界で確認された過去の樹状細胞ワクチン療法の症例数は「10年間で約1,000」とされています

※2：学術論文

- ・ Nagayama H. et al. Melanoma Res. 2003 Oct;13(5):521-30.
(東京大学医科学研究所、悪性黒色腫に対する研究)
- ・ Kuwabara K. et al. Thyroid. 2007 Jan;17(1):53-8.
(東京大学医科学研究所、甲状腺がんに対する研究)
- ・ Okamoto M. et al. Res. Adv. in Cancer 2005 May;61-76.
(徳島大学、口腔がんに対する研究)

②種類

樹状細胞ワクチン療法を行うには、樹状細胞にがん抗原を認識させる必要がありますが、その方法には、(a)抗原パルス樹状細胞ワクチン療法と、(b)局所樹状細胞ワクチン療法があります。

(a)抗原パルス樹状細胞ワクチン療法

体外で培養した樹状細胞にがん抗原をパルスする（取り込ませる）ことで、樹状細胞にがん抗原を認識させる療法です。パルスする抗原に何をを用いるかで、2つの療法に区別されております。

(i)自己がん組織樹状細胞ワクチン療法

抗原に自己がん組織を用いて、樹状細胞にがんを認識させる療法です。自己のがん組織を用いるため、がん種を問わず抗原として使用できます。一方、既に手術が終了しており、がん組織がきれいな状態で保管されていない場合やがんの進行により手術ができず、自己がん組織を採取できない場合等、本療法ができないことも少なくないといわれております。

(ii)人工抗原樹状細胞ワクチン療法

人工的に作製されたがん抗原(人工抗原)を用いて、樹状細胞にがんを認識させる療法です。人工抗原はがん種によって使えるものと使えないものがありますが、杉山治夫教授(大阪大学大学院医学系研究科)等によって発見されたがん抗原である「WT1ペプチド」は、固形がん及び血液がんに有効であることが欧米の学術論文^{*3}により報告されております。

当社は、WT1ペプチドを樹状細胞ワクチン療法等に応用する独占ライセンスを保有しており、これにより、当社契約医療機関においては自己がん組織が採取できない患者に対しても樹状細胞ワクチン療法を提供できる可能性が高まっております。

*3：学術論文（一例）

Oka Y et al. Current Opinion in Immunology 2008 Volume 20 Page 211-220

(大阪大学医学部：WT1ペプチドワクチン療法は白血病や固形癌で有効な免疫反応と臨床反応を示した)

(b)局所樹状細胞ワクチン療法

体外で培養した樹状細胞をがん組織に直接注入し、体内で樹状細胞にがんを認識させる方法です。体内でがんを認識した樹状細胞はリンパ球にその特徴を覚え込ませ、リンパ球が全身で特異的にがんを攻撃するため、注入した場所にあるがんだけでなく、他に転移したがんに対しても臨床効果が得られると考えられています。

治療に抗原を必要としないことから、樹状細胞を直接注入できる場所にごがんが存在する場合であれば、自己がん組織を採取できない患者や人工抗原が使用できない患者に対しても、樹状細胞ワクチン療法を提供することが可能です。

2.「アイマックスがん治療」の概要

アイマックスがん治療とは、がん免疫療法の一つである樹状細胞ワクチン療法を中心として、これに化学療法(がん休眠療法^{*4})、放射線療法(低侵襲放射線療法^{*5})等を組み合わせることで、患者の免疫機能を最適化・最大化させて効率よくがんを攻撃することを目指す、当社独自のがん治療技術・ノウハウです。副作用が少ないとされるそれぞれの治療法を組み合わせることで、患者のQOL(生活の質)向上を目指しております。

これまで、化学療法及び放射線療法は、正常細胞を傷つけることから、免疫機能を低下させるものとして、免疫療法との併用が行われることはほとんどありませんでした。しかし、少ない量の抗がん剤を継続的に投与することで副作用を抑えた化学療法(がん休眠療法)、がん細胞のみに対してピンポイントに照射できる放射線療法(低侵襲放射線療法)が行えるようになったことで、これらの療法と免疫療法の併用できる可能性が一段と高まりました。

アイマックスがん治療においては、樹状細胞ワクチン療法を行う際に、これらの化学療法(がん休眠療法)及び放射線療法(低侵襲放射線療法)でがん細胞を弱らせておくことで、樹状細胞ワクチン療法の効果をさらに高めることが期待できます。

また、がん組織の周囲には、がんを攻撃するリンパ球の働きを弱めようとする細胞があります。最近の研究及び欧米の学術論文^{*6}では、抗がん剤がこの細胞を弱めること、また放射線療法もこの細胞を弱める可能性があることが報告されています。そのため、抗がん剤、放射線療法をうまく併用することで、さらに免疫機能を上げることが可能になると考えられています。

*4：がん休眠療法

低用量の抗がん剤を継続的に投与することで、患者の免疫力を低下させずに、がんの増殖を抑制する療法です。「制御性T細胞(がんを攻撃する免疫を抑えてしまう悪玉免疫細胞)」の増殖を抑える働きも認められています。

*5：低侵襲放射線療法

IMRT(強度変調放射線治療：専用のコンピュータを用いて、複数のビームを組み合わせる放射線に強度をつけることで、高い精度でがんの部分だけに集中して照射する方法)専用の放射線装置を用いることで、がん細胞のみを攻撃する放射線療法です。がん細胞の周囲にある正常細胞を傷つけることが少ないため、体への負担が少なく(低侵襲)、免疫力を下げない療法と言われています。

*6：学術論文(一例)

Correale P et al. Journal of Clinical Oncology 2005 December 10 Volume 23 Page 8950-8958

(イタリア・シエナ大学医学部：ジェムザール+FOLFOX4治療による制御性T細胞の阻害について)

Mozzaffari F. et al. 2009 Cancer Immunol. Immunother. Volume 58 Page 111-120

(スウェーデン・カロリンスカ大学病院：放射線照射後6か月に制御性T細胞の数が減少する)

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月
営業収入 (千円)		5,174	94,150	269,297
経常利益又は経常損失 (千円)	2,532	71,047	10,490	63,634
当期純利益又は当期純損失 (千円)	2,622	71,227	10,780	69,890
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)				
資本金 (千円)	20,000	97,756	140,318	247,628
発行済株式総数 (株)	400	7,477	8,612	10,082
純資産額 (千円)	17,377	51,412	83,193	367,704
総資産額 (千円)	17,591	167,178	194,655	526,290
1株当たり純資産額 (円)	43,443.04	6,876.05	9,660.21	36,471.37
1株当たり配当額 (円)	()	()	()	()
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	12,338.72	11,279.03	1,303.09	7,567.00
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)				
自己資本比率 (%)	98.8	30.8	42.7	69.9
自己資本利益率 (%)				31.0
株価収益率 (倍)				
配当性向 (%)				
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)			17,619	73,977
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)			19,823	144,366
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)			3,712	151,437
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)			37,667	118,714
従業員数 (名)	1	4	5	10

- (注) 1 当社は、平成16年6月24日設立のため、第1期については、決算期間が平成16年6月24日から平成16年12月31日までの6ヶ月7日となっております。
- 2 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に関する主要な経営指標等の推移については記載をしておりません。
- 3 営業収入には、消費税等は含まれておりません。
- 4 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
- 5 第1期から第3期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 6 潜在株式調整後1株当たり当期純利益について、第1期は新株予約権が存在しないため、第2期から第4期については、新株予約権が存在しますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
- 7 当社は、第3期の財務諸表については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第4期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第1期及び第2期については、当該監査を受けておりません。
- 8 株価収益率については当社株式が非上場であるため、記載しておりません。
- 9 純資産額の算定にあたり、第3期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
- 10 当社は平成17年4月13日付で株式1株につき10株の分割、平成20年8月1日付で株式1株につき100株の分割、平成20年12月6日付で株式1株につき10株の分割を行っております。
- そこで、株式会社ジャスダック証券取引所の公開引受責任者宛通知「「上場申請のための有価証券報告書」における1株当たり指標の遡及修正数値の取扱について」（平成20年4月3日付JQ証（上審）20第2号）に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。
- なお、第1期、第2期及び第3期の数値については監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次		第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月		平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月
1株当たり純資産額	(円)	4.34	6.88	9.66	36.47
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()	(円)	1.23	11.28	1.30	7.57
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)				
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額)	(円)	()	()	()	()

2 【沿革】

年月	概要
平成16年 6月	東京都渋谷区恵比寿に、樹状細胞ワクチン療法の研究開発及びそれに基づく新たな医療支援サービスの提供を目的として、テラ株式会社（資本金10百万円）を設立
平成17年 5月	本社を東京都港区白金台に移転
平成17年 5月	樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療技術・ノウハウ等の提供を開始 アイマックスがん治療専門クリニックであるセレンクリニック（東京都港区）の設立支援を行い、第1号基盤提携医療機関として提携契約を締結
平成19年 6月	当社の樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療の研究開発を行うため、千葉大学大学院医学研究院に寄附講座「がん分子免疫治療学（テラ）寄附講座」を開設
平成19年 8月	株式会社癌免疫研究所とがん抗原であるWT1ペプチドを樹状細胞ワクチン療法等に使用できる独占的特許実施許諾契約を締結
平成19年 9月	本社を東京都新宿区本塩町に移転

当社社名の由来

当社の社名である「tella」は、tera（兆）、terra（地球、グローバル）、tell（伝える、発信する）等の言葉で構成された造語です。

「tella」には、「人体を構成する60兆個の細胞を科学する企業」、「世界に向けて発信する、グローバルなヘルスケア企業」という意味が込められており、自ら創造する企業でありたいという意味が込められています。

3 【事業の内容】

当社は、「最先端医療をみなさまに～最先端医療サービスを創造し、みなさまの未来に貢献すること～」を経営理念として医療支援事業を行っております。

事業の内容は、がん免疫療法の一つである「樹状細胞ワクチン療法」を中心に、化学療法（がん休眠療法）、放射線療法（低侵襲放射線療法）等を組み合わせることで、効率よくがんを攻撃することを目指す、当社独自のがん治療技術・ノウハウ「アイマックスがん治療(免疫最大化がん治療：Immune maximizing therapy for cancer)」を契約医療機関に提供しております。

1. アイマックスがん治療総合支援サービスについて

樹状細胞ワクチン療法を中心とするアイマックスがん治療を行うには、高度な技術・ノウハウ、専門技術者の確保・育成、専用施設・機器等が必要であり、医療機関が独力でこれらすべてを準備し、導入することは困難です。

当社は、大学等研究機関との研究成果を活かして、医療機関がアイマックスがん治療を患者に提供するために、以下のサービスを包括的に提供し、対価を受け取っております。

(1)細胞培養体制整備支援サービス

細胞培養施設の設置に関する支援

樹状細胞の培養を行うためには、医薬品の製造施設と同等レベルの空気清浄度を維持する専用の細胞培養施設（CPC：Cell Processing Center）が必要となります。当該施設の設計、運用には独自のノウハウが必要となりますが、当社はこのノウハウをもとに、高品質の樹状細胞を安定的に培養するための施設の設置支援を行っております。

培養方法に関する教育指導

医療機関が樹状細胞ワクチン療法を中心とするアイマックスがん治療を患者に提供するにあたり、培養される樹状細胞の品質が重要となります。当社では、培養技術者が安定的に質の高い樹状細胞を培養できるよう、培養方法の教育指導をしております。

標準作業手順書の貸与

当社では、樹状細胞をはじめとする高品質の免疫細胞を安定的に培養するため、培養ノウハウを標準作業手順書（SOP：Standard Operating Procedures）に落とし込み、医療機関に貸与しております。当該手順書は、培養技術・ノウハウの改良が行われる毎に内容を更新しております。

培養管理システム導入の支援

樹状細胞の培養工程は多岐に亘る、複雑なものとなっております。当社では、当該培養工程を正確且つ効率的に管理し、高品質な樹状細胞を培養するための培養管理システムを導入する支援を行っております。

細胞品質管理支援サービス

アイマックスがん治療の臨床効果を高めるには、その中心となる樹状細胞ワクチン療法において用いる、樹状細胞の品質管理が重要です。

この点、当社は契約医療機関で培養された樹状細胞ワクチン療法に用いられる細胞について、その品質の解析を行い、契約医療機関に報告しております。このように、培養された細胞の品質報告と細胞測定装置による解析を行う体制を整えることで、契約医療機関において安定的に高品質な樹状細胞が培養されるよう支援しております。

(2) 運営体制整備支援サービス

治療実施体制整備の支援

アイマックスがん治療を行うに際しては、医療相談から細胞培養、投与に至る治療の一連の流れに対して、医師、看護師、培養技術者等、多くの専門家が関わるため、治療実施体制が複雑なものになります。当社では、独自のノウハウを提供することで、医療機関が治療実施体制の整備をスムーズに行えるように支援を行っております。

業務に関わる文書の貸与

アイマックスがん治療に関する説明文書等、業務に関わる文書の貸与を行っております。

治療評価方法の体制整備に関する支援

治療評価は、医師による患者の治療計画の立案だけでなく、アイマックスがん治療の継続的な改善及び当該治療のレピュテーションの向上に必要であることから、全ての契約医療機関で統一した評価体制をとれるよう支援しております。

(3) がん組織の保管に関する技術・ノウハウの提供

樹状細胞ワクチン療法に必要な抗原の一つである、自己がん組織の利用可能性を高め、同療法を実施できる患者を増やすために、契約医療機関に対して、患者の自己がん組織を超低温下において保存するサービス、「プライベートがんバンク」の技術・ノウハウを提供しております。

(4) 協力医療機関の紹介

アイマックスがん治療を行う際に、それを構成する全ての治療を契約医療機関のみで行うことができない場面もあることから、当社が治療に協力してくれる医療機関を開拓し、契約医療機関に紹介しております。

(5) 集患支援サービス

アイマックスがん治療は新しく、まだ広く認知が進んでいない技術・ノウハウであるため、普及を進め、より多くの患者に提供していくためには、その内容等を認知・理解してもらう必要があります。

そのため、当社では、これまで蓄積してきた情報発信ノウハウを契約医療機関に提供することで、当該医療機関の集患を支援しております。具体的には、インターネットマーケティングの運用コンサルティング、患者向けセミナーの開催等を行っております。

2. 契約医療機関について

(1) 契約医療機関の種類

当社がサービスを提供する契約医療機関は、契約形態によって、基盤提携医療機関、提携医療機関、連携医療機関の3種類に分類されます。

基盤提携医療機関

当社が、医療機関に対してアイマックスがん治療を行うための設備の賃貸、技術・ノウハウの提供、マーケティング、医療機関向け及び患者向け情報提供、権利使用許諾を行い、その対価として、施設使用料、技術・ノウハウ料、権利使用料を治療数に応じて受け取っております。新規設立医療機関の場合は設立支援から設備導入等を行い、既存医療機関の場合は設備導入等を行っております。

提携医療機関

当社が、医療機関に対してアイマックスがん治療を行うための技術・ノウハウの提供、マーケティング、医療機関向け及び患者向け情報提供、権利使用許諾を行い、その対価として、技術・ノウハウ料、権利使用料を治療数に応じて受け取っております。当社が設備導入を行わないことから、当社への施設使用料が発生しない点が、基盤提携医療機関と異なります。

連携医療機関

基盤提携医療機関の医療相談外来を設置した医療機関です。当社が、医療機関に対してマーケティング、医療機関向け及び患者向け情報提供や院内における医療従事者間の調整等の支援を行い、その対価として当該基盤提携医療機関における治療数に応じてコンサルティング料を受け取っております。

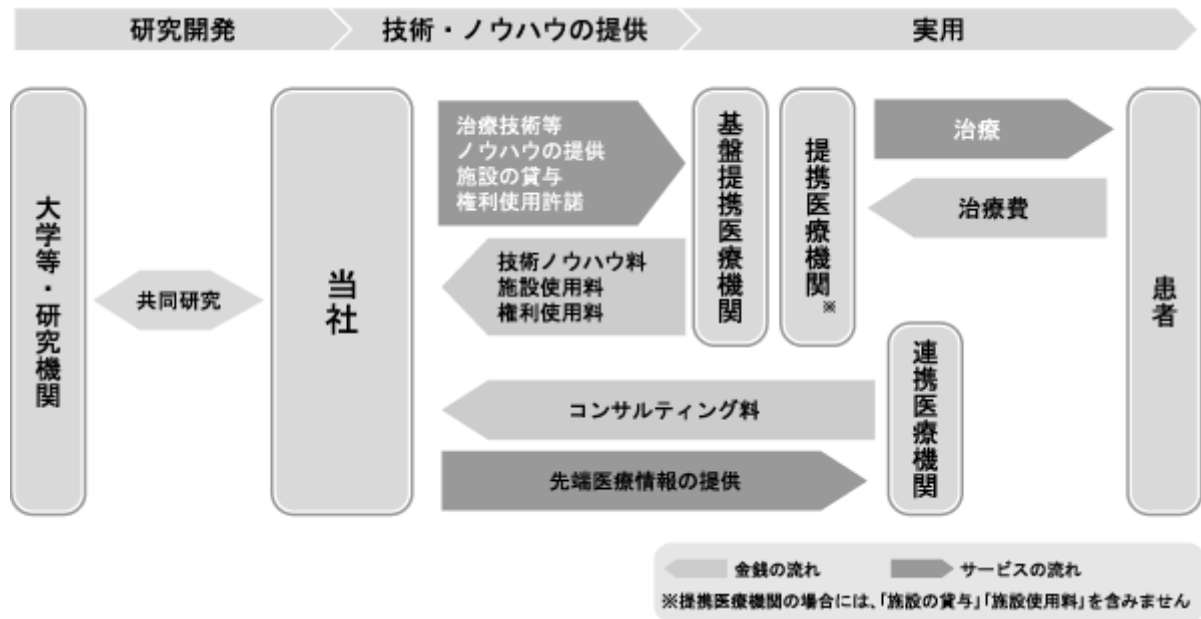
(2)当社契約医療機関の概要（契約締結順）

平成21年1月末時点における、当社の契約医療機関は以下のとおりです。

名称	所在地	契約形態
セレンクリニック 院長 友田岳志	東京都港区	基盤提携
医療法人社団北斗 北斗病院	北海道帯広市	提携
医療法人社団明芳会 板橋中央総合病院	東京都板橋区	連携
クリニックサンルイ 院長 三石瑤子	京都府京都市	基盤提携
医療法人社団博心厚生会 九段クリニック	東京都千代田区	基盤提携
花園クリニック 院長 桑原美苗	広島県福山市	提携
新横浜かとうクリニック 院長 加藤洋一	神奈川県横浜市	提携
国立大学法人 信州大学医学部附属病院	長野県松本市	提携
ミッドランドクリニック 院長 阿部浩文	愛知県名古屋市	基盤提携
特定医療法人北楡会 札幌北楡病院	北海道札幌市	基盤提携

新横浜かとうクリニックに対しては、現在、活性化リンパ球療法（血液中のリンパ球を採取して、体外で大量に培養し、活性化させた上で体内に戻す、非特異的免疫療法）の技術・ノウハウのみ提供しております。

以上をまとめますと、当社の事業系統図は以下のとおりとなります。



当社技術内容に関する補足説明

1. 樹状細胞ワクチン療法の概要

(1)樹状細胞ワクチン療法の位置づけ

がんの治療には、主に標準治療といわれる次の3種類の治療法が用いられています。

- 「外科療法（手術）」
- 「化学療法（抗がん剤治療）」
- 「放射線療法」

がんと診断された場合、一般的にこれらの標準治療による治療が検討されます。局所的ながんの治療には、外科療法や放射線療法が、全身に対する治療には化学療法等が用いられます。

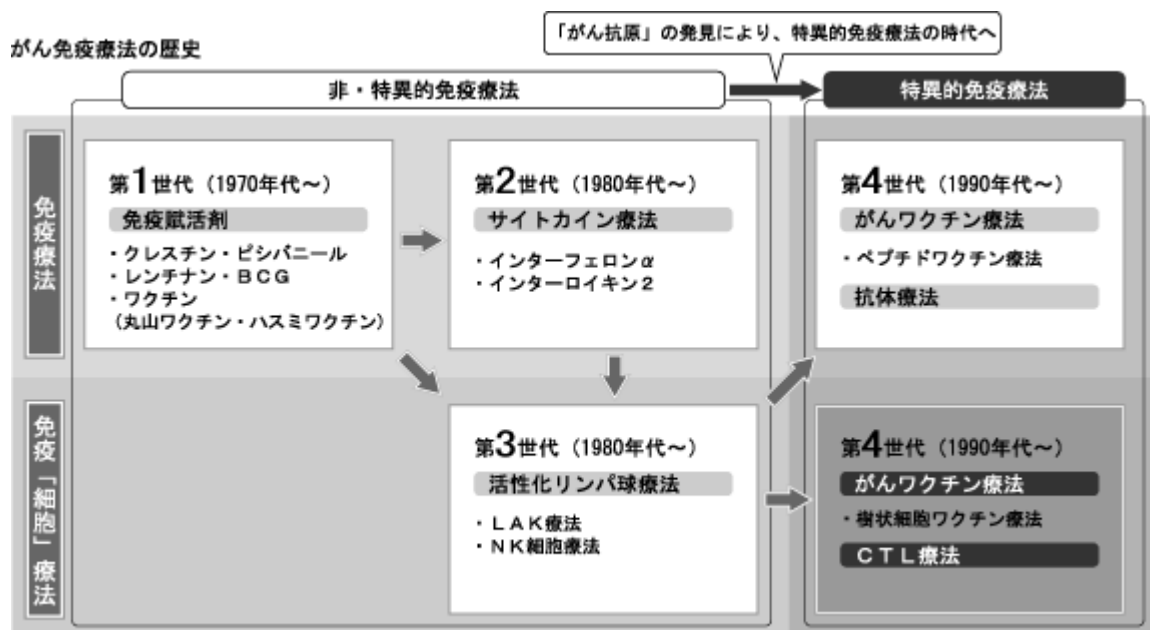
しかし、これらの標準治療だけでは治療できないがんもあり、第4の治療法として「がん免疫療法」が注目されています。

当社が技術・ノウハウを提供する樹状細胞ワクチン療法は、このがん免疫療法の一つです。がん免疫療法の歴史は1970年代から続くもので、その種類は多岐に亘りますが、樹状細胞ワクチン療法は、がん細胞のみを特異的に攻撃できる「特異的免疫療法」に属する「がんワクチン療法¹」の一つです。

樹状細胞ワクチン療法は、現在、世界中で臨床研究が行われておりますが、その有効性については、臨床研究において検証されている途上であるため、当社契約医療機関では自由診療で提供されております。

1：がんワクチン療法

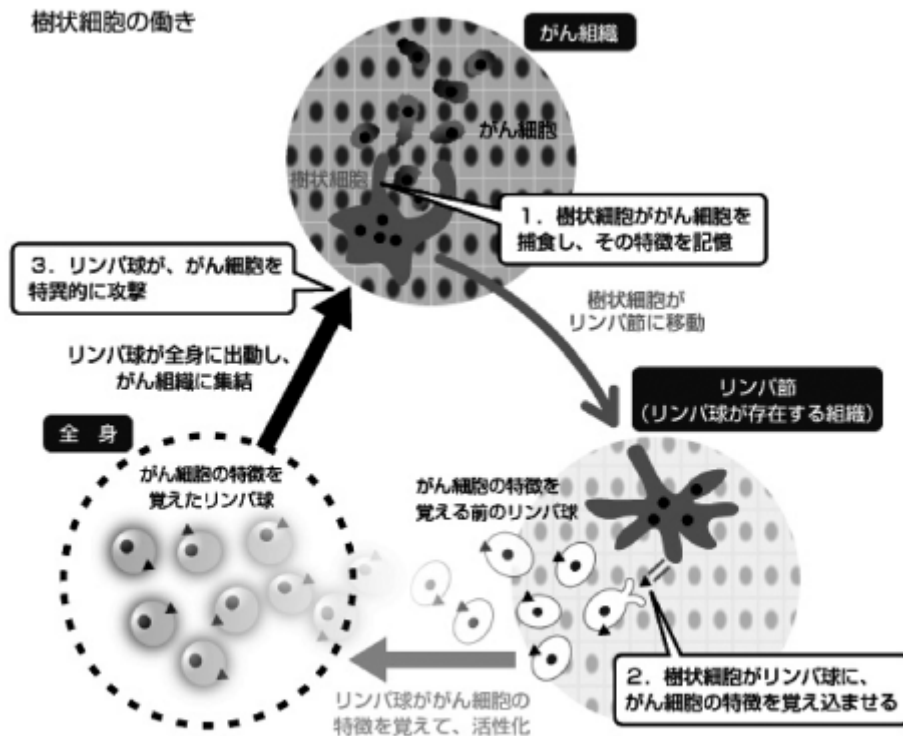
樹状細胞等によって、リンパ球にがん抗原（がん独自の特徴）を認識・記憶させることで、がん細胞を持続的に制御する治療法です。代表的なものに、樹状細胞ワクチン療法、ペプチドワクチン療法があります。



引用：がんサポート（一部内容を改編）

(2) 樹状細胞の働き

樹状細胞とは、枝のような突起（樹状突起）を持つことにその名を由来する免疫細胞です。この樹状細胞は、体内で異物を捕食することによりその異物の特徴（抗原）を認識し、リンパ球（異物を攻撃する役割を持つT細胞等）にその特徴を覚え込ませます。これにより、そのリンパ球が異物を特異的に攻撃することが可能になります。



(3) 樹状細胞のがん治療への応用

樹状細胞ワクチン療法は、樹状細胞の働きをがん治療に活かしたものです。

具体的には、まず樹状細胞にがん抗原（患者のがん組織や人工的に作製したがんの特徴を持つ物質）を認識させ、その樹状細胞を患者の体内に戻します。これにより樹状細胞がリンパ球にがんの特徴を覚え込ませ、リンパ球はがん細胞のみを特異的に攻撃するようになります。

このように、樹状細胞ワクチン療法は、がん細胞のみを特異的に攻撃でき、正常細胞を傷つけないことから、副作用がほとんどない治療といわれています。

(4) 当社の提供する樹状細胞ワクチン療法について

根拠となる技術・ノウハウ

当社の樹状細胞ワクチン療法は、欧米の学術論文にもなっている²、東京大学医科学研究所で行われた悪性黒色腫・甲状腺がんに対する臨床研究、徳島大学で行われた口腔がんに対する臨床研究で培われた技術・ノウハウが基礎になっております。

また、細胞培養は東京大学医科学研究所細胞プロセッシング寄附研究部門（平成20年8月終了）の技術・ノウハウも導入しております。

当社契約医療機関では、これらの技術・ノウハウをもとに着実に症例数を積んでおり、その数は約900となっております（平成20年12月末時点）。（「Curr. Opin. In Imuunol.誌 2005. vol.17:163-169」によると、全世界で確認された過去の樹状細胞ワクチン療法の症例数は「10年間で約1,000」とされています）

2: 学術論文

- ・ Nagayama H. et al. Melanoma Res. 2003 Oct;13(5):521-30.
（東京大学医科学研究所、悪性黒色腫に対する研究）
- ・ Kuwabara K. et al. Thyroid. 2007 Jan;17(1):53-8.
（東京大学医科学研究所、甲状腺がんに対する研究）
- ・ Okamoto M. et al. Res. Adv. in Cancer 2005 May;61-76.
（徳島大学、口腔がんに対する研究）

種類

樹状細胞ワクチン療法を行うには、樹状細胞にがん抗原を認識させる必要がありますが、その方法には、(a)抗原パルス樹状細胞ワクチン療法と、(b)局所樹状細胞ワクチン療法があります。

(a) 抗原パルス樹状細胞ワクチン療法

体外で培養した樹状細胞にがん抗原をパルスする（取り込ませる）ことで、樹状細胞にがん抗原を認識させる療法です。パルスする抗原に何をを用いるかで、2つの療法に区別されております。

() 自己がん組織樹状細胞ワクチン療法

抗原に自己がん組織を用いて、樹状細胞にがんを認識させる療法です。自己のがん組織を用いるため、がん種を問わず抗原として使用できます。一方、既に手術が終了しており、がん組織がきれいな状態で保管されていない場合やがんの進行により手術ができず、自己がん組織を採取できない場合等、本療法ができないことも少なくないといわれております。

() 人工抗原樹状細胞ワクチン療法

人工的に作製されたがん抗原（人工抗原）を用いて、樹状細胞にがんを認識させる療法です。

人工抗原はがん種によって使えるものと使えないものがありますが、杉山治夫教授（大阪大学大学院医学系研究科）等によって発見されたがん抗原である「WT1ペプチド」は、固形がん及び血液がんに有効であることが欧米の学術論文³により報告されております。

当社は、WT1ペプチドを樹状細胞ワクチン療法等に应用する独占ライセンスを保有しており、これにより、当社契約医療機関においては自己がん組織が採取できない患者に

対しても樹状細胞ワクチン療法を提供できる可能性が高まっております。

3：学術論文（一例）

Oka Y et al. Current Opinion in Immunology 2008 Volume 20 Page 211-220

（大阪大学医学部；WT1ペプチドワクチン療法は白血病や固形癌で有効な免疫反応と臨床反応を示した）

（b）局所樹状細胞ワクチン療法

体外で培養した樹状細胞をがん組織に直接注入し、体内で樹状細胞にがんを認識させる方法です。体内でがんを認識した樹状細胞はリンパ球にその特徴を覚え込ませ、リンパ球が全身で特異的にがんを攻撃するため、注入した場所にあるがんだけでなく、他に転移したがんに対しても臨床効果が得られると考えられています。

治療に抗原を必要としないことから、樹状細胞を直接注入できる場所にごがんが存在する場合であれば、自己がん組織を採取できない患者や人工抗原が使用できない患者に対しても、樹状細胞ワクチン療法を提供することが可能です。

2．アイマックスがん治療の概要

アイマックスがん治療とは、がん免疫療法の一つである樹状細胞ワクチン療法を中心として、これに化学療法（がん休眠療法⁴）、放射線療法（低侵襲放射線療法⁵）等を組み合わせることで、患者の免疫機能を最適化・最大化させて効率よくがんを攻撃することを目指す、当社独自のがん治療技術・ノウハウです。副作用が少ないとされるそれぞれの治療法を組み合わせることで、患者のQOL（生活の質）向上を目指しております。

これまで、化学療法及び放射線療法は、正常細胞を傷つけることから、免疫機能を低下させるものとして、免疫療法との併用が行われることはほとんどありませんでした。しかし、少ない量の抗がん剤を継続的に投与することで副作用を抑えた化学療法（がん休眠療法）、がん細胞のみに対してピンポイントに照射できる放射線療法（低侵襲放射線療法）が行えるようになったことで、これらの療法と免疫療法の併用できる可能性が一段と高まりました。

アイマックスがん治療においては、樹状細胞ワクチン療法を行う際に、これらの化学療法（がん休眠療法）及び放射線療法（低侵襲放射線療法）でがん細胞を弱らせておくことで、樹状細胞ワクチン療法の効果をさらに高めることが期待できます。

また、がん組織の周囲には、がんを攻撃するリンパ球の働きを弱めようとする細胞があります。最近の研究及び欧米の学術論文⁶では、抗がん剤がこの細胞を弱めること、また放射線療法もこの細胞を弱める可能性があることが報告されています。そのため、抗がん剤、放射線療法をうまく併用することで、さらに免疫機能を上げることが可能になると考えられています。

4：がん休眠療法

低用量の抗がん剤を継続的に投与することで、患者の免疫力を低下させずに、がんの増殖を抑制する療法です。「制御性T細胞（がんを攻撃する免疫を抑えてしまう悪玉免疫細胞）」の増殖を抑える働きも認められています。

5：低侵襲放射線療法

IMRT（強度変調放射線治療：専用のコンピュータを用いて、複数のビームを組み合わせて放射線に強弱をつけることで、高い精度でがんの部分だけに集中して照射する方法）専用の放射線装置を用いることで、がん細胞のみを攻撃する放射線療法です。がん細胞の周囲にある正常細胞を傷つけることが少ないため、体への負担が少なく（低侵襲）、免疫力を下げない療法とされています。

6：学術論文（一例）

Correale P et al. Journal of Clinical Oncology 2005 December 10 Volume 23 Page 8950-8958

（イタリア・シエナ大学医学部；ジェムザール + FOLF0X4治療による制御性T細胞の阻害について）

Mozaffari F. et al. 2009 Cancer Immunol. Immunother. Volume58 Page 111-120

（スウェーデン・カロリンスカ大学病院；放射線照射後6か月に制御性T細胞の数が減少する）

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成21年1月31日
現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
17	34.7	1.35	4,288

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 従業員数が最近1年間において7名増加しておりますが、主として業容拡大に伴う中途採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1)業績

第4期事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

当事業年度におけるわが国経済は、大企業を中心に企業収益が堅調に推移し、景気は穏やかな回復基調を維持しました。しかしながら、原油高に伴う物価上昇懸念や近隣諸国の不安定な情勢等もあり、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の下、当社は、がん免疫療法の一つである「樹状細胞ワクチン療法」を中心に、化学療法（がん休眠療法）、放射線療法（低侵襲放射線療法）等を組み合わせることによって、効率よくがんを攻撃することを目指す、当社独自のがん治療技術・ノウハウ、「アイマックスがん治療」の確立及び普及に努めてまいりました。

当社の樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療の技術・ノウハウを用いてがん治療を行っている東京都港区の基盤提携医療機関「セレンクリニック」では、今期の症例数が、170に達しております。

また、全国の医療機関との提携展開としましては、平成19年1月、北海道帯広市の「医療法人社団北斗 北斗病院」と提携医療機関として、提携契約を締結し、平成19年7月より、同院におきましても治療を開始いたしました。さらに、樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療の普及、基盤提携医療機関の集患を目的に、連携医療機関として、平成19年6月東京都板橋区の「医療法人社団明芳会 板橋中央総合病院」と提携契約を締結いたしました。平成19年9月には、京都府京都市の「クリニックサンルイ」と基盤提携医療機関として、提携契約を締結しております。

また、平成19年8月には、杉山治夫教授（大阪大学大学院医学系研究科）等によって発見されたがん抗原であるWT1ペプチドを樹状細胞ワクチン療法等に応用できる独占ライセンスを取得しました。当該権利を得ることで、契約医療機関での樹状細胞ワクチン療法の適応となる患者が増加しており、結果として当社の営業収入の向上に繋がっております。

以上の結果、当事業年度の営業収入は269,297千円（前年同期比186.0%増）、営業利益は42,434千円（前年同期は営業損失11,515千円）、経常利益は63,634千円（前年同期は経常損失10,490千円）となり、また、当期純利益は69,890千円（前年同期は当期純損失10,780千円）となりました。

第5期中間会計期間(自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)

当中間会計期間におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題に伴う金融市場の混乱や急速に進んだ円高・ドル安、さらには原油や原材料価格の高騰等により、企業の収益環境の悪化から民間設備投資が減速する等、景気の踊り場に差し掛かりました。また、家計も雇用環境改善の動きが鈍るなか、ガソリンや食料品をはじめとする生活関連商品の値上げによる物価上昇に伴い個人消費が春先から伸び悩む等、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況下、当社は、樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療の普及により、安定的な成長を継続するべく、前期に引き続き、全国の医療機関に対して、当社契約医療機関における症例実績に基づいた営業活動、セミナー等を通じた患者に対する情報提供活動を継続的に行ってまいりました。

全国の医療機関に対する営業活動については、平成20年3月、広島県福山市の「花園クリニック」と提携医療機関として、提携契約を締結し、平成20年7月より、同クリニックにおきましても治療を開始いたしました。

患者に対する情報提供活動については、平成20年4月にメディア関係者向けに、当社基盤提携医療機関の一つである「セレンクリニック」の症例実績を発表することで、メディアを通じて多くの方に当社技術に関してご理解頂く機会を得ることができました。この他、当社基盤提携医療機関である「クリニックサンルイ」、「医療法人社団博心厚生会九段クリニック」、提携医療機関である「花園クリニック」のそれぞれの協力を得て、山科（京都）、九段下（東京）、福山（広島）にて、患者向けセミナーを開催いたしました。

学術活動については、平成20年6月に行われた「第29回癌免疫外科研究会」において、「進行固形癌に対するIMRT併用局所樹状細胞療法の治療効果」「OK-432を用いた新規ヒト樹状細胞療法の最大化の検討」について、発表いたしました。

以上の結果、各契約医療機関での集患の増加・安定化等につながり、当中間会計期間の営業収入は224,607千円、営業利益は32,455千円、経常利益は32,961千円となり、また、中間純利益は17,506千円となりました。

(注)当中間会計期間が中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との対比は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

第4期事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、当期純利益の計上及び、第三者割当増資による収入、また、基盤提携医療機関へ賃貸する有形固定資産等の取得により、前事業年度末より81,047千円増加（前年同期は5,916千円の増加）し、当事業年度末には118,714千円（前年同期比215.2%増）となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果増加した資金は73,977千円（前年同期は17,619千円の減少）となりました。これは主に営業収入が順調に推移し、税引前当期純利益が64,857千円と大幅に増加したこと及び減価償却費33,949千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果減少した資金は144,366千円（前年同期は19,823千円の増加）となりました。これは主に基盤提携医療機関へ賃貸する有形固定資産等の取得102,504千円、貸付金70,000千円の支出及び貸付金の回収40,000千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果増加した資金は151,437千円（前年同期は3,712千円の増加）となりました。これは第三者割当増資による213,742千円の収入及び割賦未払金返済による62,305千円の支出によるものであります。

第5期中間会計期間(自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の中間期末残高は42,417千円増加し161,132千円となりました。

当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において営業活動の結果増加した資金は68,604千円となりました。これは主に、営業収入増収による税引前中間純利益32,744千円、及び減価償却費27,917千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において投資活動の結果増加した資金は5,553千円となりました。これは主に基盤提携医療機関支援のための有形固定資産の取得による支出22,913千円、貸付金回収による収入30,000千円、基盤提携医療機関からの敷金の預りによる収入8,987千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において財務活動の結果減少した資金は31,740千円となりました。これは長期割賦未払金返済による支出31,740千円によるものであります。

(注)当中間会計期間が中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との対比は行っておりません。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

第4期事業年度及び第5期中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

区分	第4期事業年度 自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日		第5期中間会計期間 自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
医療支援事業	269,297	286.0	224,607

(注) 1 第5期中間会計期間が中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との対比は行っておりません。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	第3期事業年度 自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日		第4期事業年度 自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日		第5期中間会計期間 自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
セレンクリニック	94,150	100.0	209,622	77.8	118,560	52.8
クリニックサンルイ			38,147	14.2	65,688	29.2
医療法人社団 博心厚生会 九段クリニック			10,000	3.7	29,875	13.3

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社は、がん免疫療法の一つである「樹状細胞ワクチン療法」を中心に、化学療法（がん休眠療法）、放射線療法（低侵襲放射線療法）等を組み合わせることで、効率よくがんを攻撃することを目指す、当社独自のがん治療技術・ノウハウ「アイマックスがん治療」の提供を行っており、対処すべき課題を以下のように考えております。

(1) 樹状細胞ワクチン療法の課題

人工抗原の獲得

人工抗原は、樹状細胞ワクチン療法を行う上でもっとも重要な物質の一つになります。抗原のラインナップを多くすることで、樹状細胞ワクチン療法の適応対象を拡げ、その効果を高めることができると考えられます。

当社は、6種類に及ぶWT1ペプチドの樹状細胞ワクチン療法等への応用に関して独占ライセンスを取得することで、契約医療機関においてより多くの患者に同療法を実施できるようになりました。今後、さらに当該療法の効果を高めるべく、自社での新たな人工抗原の開発や他者からの権利許諾等を通じ、治療に有効な人工抗原を幅広く使えるようにしていく必要があると考えております。

樹状細胞の質及び培養効率の向上

樹状細胞ワクチン療法の臨床効果を高める大きな要素として、投与される樹状細胞の質があります。当社の樹状細胞の培養技術・ノウハウは、東京大学医科学研究所、徳島大学での臨床研究に基づいており、それを実地医療で症例を重ねる中でさらに改善を続けております。現状、当社契約医療機関において、培養される細胞の品質は、治療に使用して問題のない水準で安定しておりますが、さらなる品質の向上、効率的な培養方法の確立に向けて、改善を継続していく必要があると考えております。

(2) アイマックスがん治療の課題

当社はアイマックスがん治療の質をさらに高めることを目的に千葉大学大学院医学研究院がん分子免疫治療学（テラ）寄附講座や他研究機関と共同で、樹状細胞ワクチン療法と化学療法（がん休眠療法）等、樹状細胞ワクチン療法と放射線療法（低侵襲放射線療法）との併用効果について研究を進めておりますが、その克服すべき課題を以下のように考えております。

技術・ノウハウの改良

樹状細胞ワクチン療法に化学療法（がん休眠療法）、放射線療法（低侵襲放射線療法）等を併用することで樹状細胞ワクチン療法単独より高い臨床効果が得られることが解ってきております。当社は、千葉大学の当社寄附講座や名古屋市立大学と共同で、これら併用療法に関する研究を行い、アイマックスがん治療の技術・ノウハウをさらに改良してまいります。

評価方法の確立

アイマックスがん治療を構成する各々の療法についての臨床効果は既に科学的な検証がされているものもありますが、これらの治療を併用したアイマックスがん治療は、複合的に影響を及ぼすため、その臨床効果の科学的な評価方法は確立しておりません。今後、アイマックスがん治療の普及を進めるためにも、各々の治療の科学的な検証を進め、それをベースに当該治療の適切な評価方法を確立していく必要があると考えております。

(3)医療従事者・患者の理解獲得

従来、医療従事者は、一般的に保険診療以外の治療、いわゆる自由診療に対して十分な知識を持っていない場合も少なくないことから、患者にがん免疫療法をはじめとする自由診療を薦めることはほとんどありませんでした。また、樹状細胞ワクチン療法及び同療法を中心とするアイマックスがん治療は新しい治療技術・ノウハウであり、現状、これらに対する医療従事者及び患者の認知・理解は十分には広まっていないものと認識しております。

樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療の普及を進めるには、医師・患者双方に理解頂く必要があります。したがって、当社は、契約医療機関における症例実績や新たな技術・ノウハウを学会やセミナー、メディア活動を通じて提供することで、両者の理解を得られるよう進めてまいります。

(4)細胞加工技術アドバイザーの確保・教育

当社は、これまで契約医療機関の細胞培養技術者に対して、樹状細胞をはじめとする、治療に用いる細胞を培養できる高度な技術について指導してまいりましたが、今後、契約医療機関を増やしていくに際しては、このような高度な細胞培養技術を指導できる、細胞加工技術アドバイザーをいかに確保・教育していくかが課題になります。

この課題に対しては、適性能力のある人材の定期採用及び教育管理体制の強化により、契約医療機関の細胞培養技術者を安定的に教育、監督できる体制を整えることで対応してまいります。

4 【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。当社として必ずしも事業上のリスク要因に値しないと考えられる事項についても、投資への判断上、重要と考えられるものについては、投資者への積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、当社はこれらの事業等へのリスクを認識した上で、その回避及び発生した場合の対応に努めておりますが、当社株式への投資判断は、本項及び本項以外の記載も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、本文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

1. 当社の事業に関するリスクについて

(1) 治療費及び患者数について

樹状細胞ワクチン療法を中心とするアイマックスがん治療は先進的医療技術であるため、標準的ながん治療である、外科療法、化学療法及び放射線療法等のように保険診療の対象とはなっておらず、自由診療で実施されております。当社は、当該治療法に係る技術・ノウハウ等を提供し、契約医療機関で実施される治療数に応じて対価を受取っております。このため、治療費と患者数の動向は当社収益に大きな影響を与えるものと認識しております。

今後、当該療法をはじめとするがん免疫療法の普及過程において、何らかの理由で治療費が低下し、当社が受けとる対価の価格等が見直された場合や、契約医療機関における患者数の減少が起こった場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合他社とのサービス対価に係る価格競争について

樹状細胞ワクチン療法を中心とするアイマックスがん治療は、その新規性及び成長性から、これに着目した新規参入企業や既存業者との競争が今後激化していく可能性があります。このような状況下、複数の同業他社の参入に伴い、提供サービスの対価に係る価格競争が生じた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 業界イメージの低下について

当社が技術・ノウハウを提供している樹状細胞ワクチン療法は、免疫療法の一つに分類され、現時点においては、自由診療で実施されております。自由診療は、保険診療のような厳しい臨床試験を経ずに行うことが可能なことから、相対的にその内容は玉石混交の状態となっており、一部競合他社が十分な品質を維持していない技術・ノウハウまたはサービスを提供する等により、トラブルを起こす可能性もあります。そのような事態が発生した場合には、免疫療法に対するイメージが低下し、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4)市場動向及び需要動向について

当社の収益は、がん治療市場の動向、自由診療市場の動向、がん免疫療法市場の動向、ひいては樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療に対する需要動向に左右されるものと認識しております。今後、人口の減少、がん予防技術の向上・普及によりがん罹患数の減少が起こった場合や、保険診療での新規がん治療選択肢の拡大により自由診療での治療数の減少、あるいはがん免疫療法領域で樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療以外の治療が台頭した場合等には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5)技術革新について

当社の事業対象領域であるがん治療の分野は、技術革新のスピードが速く、新しい治療薬や治療方法の研究開発が盛んに行われております。当社の樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療も新しい知見をもとに、常に改良を続けていく必要があるとの認識のもとで研究開発を行っておりますが、今後、他社の技術開発が先行し、当社が技術革新に遅れをとり、結果として競争力を失った場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6)品質管理支援体制について

当社は樹状細胞ワクチン療法の技術・ノウハウを契約医療機関に提供しておりますが、細胞培養は各々の契約医療機関で行われており、当社では行っておりません。

当社では、契約医療機関に対して、以下について徹底することで、高品質の治療用細胞が培養できるよう支援しております。

- (a)細胞培養をGMP基準に準拠した空気清浄度を持つ細胞加工施設で行うことで、細胞加工工程において無菌性を保ち、細菌汚染を防ぐよう努める。
- (b)全ての作業工程を標準作業手順書（SOP）に取りまとめ、それに基づいて行うように指導することで、細胞加工工程における人為的なミスの発生を極力防ぐよう努める。
- (c)細胞培養液や試薬等、細胞培養に必要な資材について、供給元との厳密な購買契約に基づいて購入するよう指導することで、不良品の混入や劣化を未然に防ぎ、また、仕入・保管・検査体制の充実化に努める。
- (d)当社医療事業部が、契約医療機関に対して定期的に細胞の品質や施設運営に関する監査を行うことで、品質の低下を防ぐように努める。

ただし、上記の対応を徹底したとしても、何らかの理由により、契約医療機関で培養する細胞の品質、ひいては提供する医療の質が低下する可能性はあり、その場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー状態の異常な変動

(1) 社歴が浅いことについて

当社は、平成16年6月の設立以降、医療支援事業を行っており、営業収入は第2期より計上しております。第1期から第3期まで経常損失、当期純損失となっておりますが、第4期より経常利益、当期純利益を計上しており、営業活動によるキャッシュ・フローもプラスとなっております。また、当社は、基盤提携医療機関に対して設備の賃貸を行うための設備投資を行っており、第4期の投資活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。

上記のように、当社は、平成16年6月に設立された社歴が浅い会社であることから、将来の不確定要因も多いと考えられます。また、期間業績比較を行うために十分な財政状態、経営成績の過去実績を有していないことから、過去の経営成績及び財政状態から今後の当社の業績を予測し、投資判断を行う材料としては、十分でない可能性があります。

主要な経営指標等の推移

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月
営業収入 (千円)		5,174	94,150	269,297
経常利益又は経常損失 (千円)	2,532	71,047	10,490	63,634
当期純利益又は当期純損失 (千円)	2,622	71,227	10,780	69,890
資本金 (千円)	20,000	97,756	140,318	247,628
純資産額 (千円)	17,377	51,412	83,193	367,704
総資産額 (千円)	17,591	167,178	194,655	526,290
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)			17,619	73,977
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)			19,823	144,366
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)			3,712	151,437

- (注) 1 営業収入には、消費税等は含まれておりません。
 2 第1期は、平成16年6月24日から平成16年12月31日までの6ヶ月7日となっております。
 3 当社は、第3期の財務諸表については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第4期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第1期及び第2期については、当該監査を受けておりません。

(2) 資産の減損の発生可能性について

当社は、基盤提携医療機関へ設備の賃貸を行うための設備投資を行っており、固定資産の評価について「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を適用しております。今後、何らかの事情で新たな減損損失が発生した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3. 特定の取引先・製品・技術等への依存

(1) 特定の販売先への依存について

当社の技術・ノウハウ等の提供先は医療機関であり、現状、特定の基盤提携医療機関に対する依存度は高いものとなっております。今後、契約医療機関が増加するにつれて、特定の基盤提携医療機関への依存度は低下してくるものと考えておりますが、今後の新規基盤提携医療機関の開拓の遅れ、既存の基盤提携医療機関の当社との取引方針の変更等が生じた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第3期事業年度 自平成18年1月1日 至平成18年12月31日		第4期事業年度 自平成19年1月1日 至平成19年12月31日		第5期中間会計期間 自平成20年1月1日 至平成20年6月30日	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
セレンクリニック	94,150	100.0	209,622	77.8	118,560	52.8
クリニックサンルイ			38,147	14.2	65,688	29.2
医療法人社団 博心厚生会 九段クリニック			10,000	3.7	29,875	13.3

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 契約医療機関との契約について

当社では樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療等の実施に係る提携契約を契約医療機関と締結しており、契約期間満了後については、一定期間前までに双方いずれからも別段の意思表示がなければ、自動継続することになっております。しかしながら、各契約医療機関の経営方針の変更や、当社に起因する各契約医療機関との契約における解約事項に抵触するような事態の発生等により契約が解除された場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 契約医療機関の医師及び培養担当者への依存について

当社の収益は、主として契約医療機関での治療・培養から得られますが、治療の実施については医師の判断等に依存し、細胞培養は培養担当者の手技に依存することとなります。今後何らかの理由により、契約医療機関における樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療に詳しい医師や、細胞培養に精通した培養技術者が何らかの理由で退職し、治療が実施できなくなった場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4)知的財産権の侵害について

当社の提供する樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療の技術・ノウハウは治療方法であるため、現在日本においては特許権が認められておりません。したがって、当社の有する培養方法等の技術についても特許が認められない可能性が高く、特許出願によってその内容を公開するよりは、技術・ノウハウとして保有することが事業戦略上有利であると考えております。

当社が他社の特許等知的財産権を侵害する可能性につきましては、技術顧問を通じて、技術や特許の調査を行うことで、侵害が生じないよう努めております。しかしながら、技術競争の激しいがん治療分野において当社の認識していない特許等知的財産権が成立する可能性はあり、その場合、他社の権利に抵触する可能性があります。

(5)技術・ノウハウの流出について

当社は、樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療の技術・ノウハウの提供を主たる収益基盤としておりますので、これらの技術・ノウハウが流出した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社はこの対策として、契約医療機関との間で秘密保持契約を締結し、加えて、契約医療機関と従業員等関係者との間での秘密保持契約締結の徹底についても指導しております。また、機密性の高い書類等の保管・取扱方法についても厳密な取り決めを行っております。これらに加え、アイマックスがん治療の中心的な治療法である樹状細胞ワクチン療法に関連する物質特許の専用実施権や独占使用権等の取得を進め、万が一、当社の技術・ノウハウが流出した場合でも、当社との契約が無ければ、同様の樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療が行えないよう対策をとっております。

(6)権利者から許諾を得られない可能性について

当社が技術・ノウハウを提供する樹状細胞ワクチン療法において、WT 1 ペプチドを人工抗原として用いる場合がありますが、これは、権利者より当該ペプチドの使用に関する独占ライセンスを得て行っております。今後、権利者の方針変更や、当社に起因する契約の解約事項に抵触するような事態の発生等により、権利許諾に係る費用の増加や権利者から許諾を得られなくなった場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7)研究開発及び研究開発費用について

当社では、樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療の臨床効果向上を目指すとともに、その他の中長期的な収益基盤の確立を目指して、複数の大学機関等と共同で様々な研究開発を行っております。今後、大学機関等の方針変更や研究開発期間の長期化等により、研究開発費用が増大した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4. 特有の法的規制・取引慣行・経営方針

(1) 特定人物への依存について

代表取締役社長矢崎雄一郎は、当社の最高経営責任者であり、医師・研究者としても樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療、並びにその他先端医療技術に関する豊富な知識、経験を持ち、医療機関や医療に係る研究機関との間で築いてきた人脈に基づく営業力を発揮する等、当社の事業活動に多大な影響を与えてまいりました。したがって、今後何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 小規模組織であることについて

当社は、平成21年1月末現在、取締役6名、監査役3名並びに従業員17名と組織が小さく、社内管理体制もこの規模に応じたものとなっております。今後、事業拡大に伴い人員増強を図る方針であり、内部管理体制もこれに合わせて強化していく予定ですが、事業の拡大や人員の増強に対して適切且つ十分な組織体制が構築できなかった場合や相当数の社員が短期間に退職した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 人材の確保・育成等について

当社の事業は、その大半が研究者や細胞加工技術アドバイザー等の専門性を有する人材の力に依存しております。当社では優秀な人材を確保するための投資に力を入れており、また、OJT等を通じた人材育成にも努めております。しかし投資に見合う人材の確保ができない場合及び人材育成が図れない場合には、事業拡大の制約要因となり、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 調達資金の用途について

株式上場時の増資による手取金の用途につきましては、基盤提携医療機関設立支援及びシステム開発投資を考えております。しかしながら、調達した資金の用途が必ずしも当社の成長に寄与せず、期待どおりの収益を確保できない可能性があります。

(5) 新株予約権（ストック・オプション）及び付与について

当社は、新株予約権（ストック・オプション）制度を採用しております。

ストック・オプションの内容については、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況及び（7）ストック・オプション制度の内容」に記載のとおりであります。

平成21年2月23日現在、潜在株式数は1,607,000株であり、これら潜在株がすべて行使された場合は発行済株式総数11,689,000株の13.75%にあたり、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

当社は、今後も優秀な人材確保のために、同様のインセンティブプランを継続していくことを検討しております。したがって、今後付与されるストック・オプションの行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

また、新たなストック・オプションに関しては、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号）によりストック・オプションの費用計上が義務付けられているため、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6)ベンチャーキャピタルについて

平成21年2月23日現在、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業有限責任組合が所有している株式数は4,713,000株存在し、株式総数に対する所有割合は46.75%となっております。一般的にベンチャーキャピタル等が未公開株式に投資を行う目的は、公開後に当該株式を売却してキャピタルゲインを得ることであると思われることから、ベンチャーキャピタル等は当社の株式公開後において所有する株式を売却することが想定されます。この株式売却により、短期的に需給バランスの悪化が生じる可能性があり、それに伴い当社株式の市場価格形成に影響を及ぼす可能性があります。

(7)広告宣伝・マーケティングについて

当社が契約医療機関に提供する支援サービスの主な内容に、契約医療機関の広告宣伝・マーケティングがあります。当社では、アイマックスがん治療の普及や契約医療機関の集患を目的に、今後、積極的に広告宣伝・マーケティングを行っていく考えであります。これらについて当社の期待した効果が得られない場合には、当社の業績や事業に影響を与える可能性があります。

(8)社内倫理基準（審査体制）について

当社では当社社長を委員長とし、社外の専門家で構成される倫理審査委員会を設置しております。倫理審査委員会では契約医療機関で実施する新規治療等について、その実施の可否を判断し、そこで承認された治療に係る技術・ノウハウを契約医療機関に提供しております。契約医療機関との契約により、当社が技術・ノウハウを提供した治療については、契約医療機関での責任のもとで行うこととなっておりますが、何らかの要因によって医療事故等が発生し、医療機関及び患者からの当社に対する信用が失墜することにより、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9)法的規制等について

当社の提供するサービスに影響を与える主な法令としては、薬事法第12条「医薬品等の製造業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として医薬品等の製造販売をしてはならない。」及び医師法第17条「医師でなければ、医業をなしてはならない。」が挙げられます。当社のサービスは契約医療機関に対する技術・ノウハウの提供であり、細胞培養は契約医療機関の職員が同医療機関の医師の指導のもとで行い、細胞培養を含む一連の治療は同一の医療機関で完結するようになっております。当社は創業時にこれらの法令に抵触することがないよう慎重にビジネスモデルを構築してまいりましたので、現在のところこれら法令に抵触する事実はございませんが、今後、関連する法的規制の変更によっては、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5．重要な訴訟事件等の発生

(1)治療に係る訴訟等について

当社はこれまで、契約医療機関及び契約医療機関の患者やその関係者からのクレーム・損害賠償等の訴訟を起こされたことはありませんが、今後何らかの理由により、それらが生じた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

6．その他

(1)自然災害等に関するリスクについて

地震等の自然災害等の発生は予測不能ではありますが、自然災害等が発生して当社及び契約医療機関が被害を受けた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 技術導入契約

相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
株式会社癌免疫研究所	日本 、 米国 、 中国	<p>癌抑制遺伝子WT1の産物に基づく癌抗原（日本出願番号：特願2000-562398）（米国特許番号：登録7030212 WT1 126-134）（中国特許番号：99810209.1）</p> <p>WT1改変ペプチド（日本特許番号：登録3728439 3819930）（中国特許番号：02807025.9）</p> <p>WT1由来の癌抗原ペプチド（日本出願番号：特願2006-511744）</p> <p>WT1由来のHLA-DR結合性抗原ペプチド（日本出願番号：特願2005-515303）</p> <p>HLA - A3303拘束性WT1ペプチド、およびそれを含む医薬組成物（日本出願番号：特願2006-045287）</p> <p>HLA - A1101拘束性WT1ペプチド、およびそれを含む医薬組成物（日本出願番号：特願2006-355356）</p>	樹状細胞の体外処理及びそのための使用、製造及び販売に限定した、独占の特許実施許諾契約	平成19年5月1日から 平成28年12月31日まで
株式会社癌免疫研究所	日本 、 米国 、 中国	<p>癌抑制遺伝子WT1の産物に基づく癌抗原（日本出願番号：特願2000-562398）（米国特許番号：登録7030212 WT1 126-134）（中国特許番号：99810209.1）</p> <p>WT1改変ペプチド（日本特許番号：登録3728439 3819930）（中国特許番号：02807025.9）</p> <p>WT1由来の癌抗原ペプチド（日本出願番号：特願2006-511744）</p> <p>WT1由来のHLA-DR結合性抗原ペプチド（日本出願番号：特願2005-515303）</p> <p>HLA - A3303拘束性WT1ペプチド、およびそれを含む医薬組成物（日本出願番号：特願2006-045287）</p> <p>HLA - A1101拘束性WT1ペプチド、およびそれを含む医薬組成物（日本出願番号：特願2006-355356）</p>	WT1-CTLの作製及び利用を目的とする使用、製造及び販売に限定した独占の特許実施許諾契約	平成20年2月20日から 平成28年12月31日まで

(2) 技術支援契約

相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
医療法人社団明芳会 板橋中央総合病院	日本	免疫療法を行うための知識、ノウハウの提供	コンサルティング契約	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで 以降1年毎自動更新
医療法人社団北斗 北斗病院	日本	細胞等を用いたがん免疫療法ならびにがんの先端医療に関する技術およびノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成19年1月12日から 平成24年12月31日まで 以降5年毎自動更新
セレンクリニック 院長 友田岳志	日本	細胞等を用いたがん免疫療法ならびにがんの先端医療に関する技術およびノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成19年1月5日から 平成19年12月31日まで 以降1年毎自動更新
クリニックサンレイ 院長 三石瑤子	日本	細胞等を用いたがん免疫療法ならびにがんの先端医療に関する技術およびノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成19年9月3日から 平成20年8月31日まで 以降1年毎自動更新
医療法人社団 博心厚生会 九段クリニック	日本	細胞等を用いたがん免疫療法ならびにがんの先端医療に関する技術およびノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成19年11月7日から 平成29年11月6日まで 以降5年毎自動更新
花園クリニック 院長 桑原美苗	日本	細胞等を用いたがん免疫療法ならびにがんの先端医療に関する技術およびノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成20年3月14日から 平成30年3月13日まで 以降5年毎自動更新
新横浜かとう クリニック 院長 加藤洋一	日本	細胞等を用いたがん免疫療法ならびにがんの先端医療に関する技術およびノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成20年7月3日から 平成30年7月2日まで 以降5年毎自動更新
国立大学法人 信州大学	日本	細胞等を用いたがん免疫療法ならびにがんの先端医療に関する技術およびノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成20年8月1日から 平成30年7月31日まで 以降5年毎自動更新
ミッドランド クリニック 院長 阿部浩文	日本	細胞等を用いたがん免疫療法ならびにがんの先端医療に関する技術およびノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成20年9月11日から 平成21年8月31日まで 以降1年毎自動更新
特定医療法人北楡会 札幌北楡病院	日本	細胞等を用いたがん免疫療法ならびにがんの先端医療に関する技術およびノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成20年9月19日から 平成22年9月18日まで 以降2年毎自動更新

6 【研究開発活動】

当社は、「がん」、「細胞治療」、「免疫療法」、「がんワクチン」、「樹状細胞」、「再生医療」等をキーワードに、中長期的な収益基盤として重要になると考えられる、がん治療・診断技術、及び再生医療等について、研究開発・事業化の検討を行っております。

第4期事業年度(自平成19年1月1日至平成19年12月31日)

当事業年度における研究開発費の総額は、13,588千円であります。

1. がん治療技術

(1) 腫瘍血管を標的とするがん種横断的ながん免疫療法の研究開発

固形がんの多くは、その栄養供給源として、がん特有な血管（腫瘍血管）を有しております。これまでの知見から、この腫瘍血管を標的とすることで、がんへの栄養供給を防ぎ、がんを死滅させることで、その治療が可能になることが明らかにされております。

本研究開発は、山下直秀教授（東京大学医科学研究所先端診療部）の研究成果をもとに立ち上げたテーマであり、腫瘍血管内皮様細胞をヒト臍帯静脈血管内皮細胞(human Umbilical Vein Endothelial Cells : hUVEC)より人工的に作製し、これを抗原として腫瘍血管だけを標的とする、新規がん免疫療法の開発を目的としております。

当技術は、通常、医療廃棄物として廃棄されるヒト胎盤から作ったhUVEC由来の腫瘍血管内皮様細胞をがん抗原として用いるため、必要に応じて作製することができる非常に利便性の高い技術になります。

通常、樹状細胞ワクチン療法は、患者の自己がん組織等が必要になりますが、それが利用できない患者、あるいは自己がん組織等を用いた樹状細胞ワクチン療法の効果をさらに高めるために当がん抗原を使用されることが想定されます。

実用化に向けて解決すべき問題点は以下の4つと考えており、これらの解決に向け研究開発を進めております。

- 1) hUVECを腫瘍血管内皮様細胞へと誘導する最適培養条件の確立
- 2) マウスモデルを用いた腫瘍血管内皮様細胞を用いた樹状細胞ワクチン療法等の条件の確立
- 3) GMP基準に準拠した腫瘍血管内皮様細胞の作製
- 4) 臨床研究等による評価

立

(2) WT1ペプチドを用いた新規免疫細胞療法の研究開発

杉山治夫教授（大阪大学大学院医学系研究科）等によって発見されたWT1ペプチドは、固形がん・血液がんに対して利用することができます。人工抗原としての汎用性が高いことから、注目されているペプチドです。

当社は、WT1ペプチドを細胞傷害性T細胞(cytotoxic T lymphocyte; CTL)の活性化に応用する独占ライセンスを取得し、新しい免疫細胞療法の研究開発を行っております。

CTLとは、患者にとって異物であるがん細胞を認識して攻撃・破壊することができるリンパ球です。CTLのもととなるリンパ球は、誰にでもあり、血中を流れていますが、活性化されてはじめて細胞傷害活性を持ちます。活性化には標的となる自己がん組織や人工抗原が必要ですが、これに汎用性・有効性の高いWT 1 ペプチドを用いることで、自己がん組織を持たない患者に対しても、がん細胞を特異的に攻撃するCTLを培養することができます。

当社は、ヒトの末梢血から、WT 1 の特徴を持つがんだけを選択的に攻撃することができるCTLを体外で培養することに成功しています。これを患者に投与することで、簡便且つ攻撃力の高い新しい免疫細胞療法の実用化が可能になると考えております。

2．再生医療

(1) ヒト活性化胎盤細胞

本研究開発は、医療廃棄物として廃棄されているヒト胎盤から作製する「活性化胎盤細胞」を利用した、褥創、皮膚潰瘍（熱傷、下肢潰瘍）、創傷治療、美容医療等に対する治療（皮膚外用剤）において実用化することを目的とした研究開発であります。

当社は当該細胞を用いた皮膚外用剤の有効性を臨床研究において検証し、まずは院内製剤として実用化する予定であります。具体的には、ヒト活性化胎盤細胞について、無血清培養法の確立と外用剤に適した調合を検討した後、臨床研究において、安全性・有効性を確認する予定であります。

なお、当社は平成19年度、課題名「胎盤細胞由来の高機能血管増殖因子の実用化研究」、金額23百万円について、経済産業省から「ベンチャー挑戦支援事業」として助成を受け、実用化に向けた研究開発を推進しております。

3．がん診断技術

(1) がん特異的モノクローナル抗体を用いたがん診断技術等の開発

がん診断技術につきましては、がん特異的モノクローナル抗体を用いた新規がん診断技術の開発を行っております。当技術は、同抗体を用いた血液循環がん細胞検出技術です。近年、抗体等の開発手法の飛躍的な進歩により、当技術の研究開発の推進が期待できます。当抗体は、もともと大腸がん細胞に発現している抗原と特異的に結合する抗体でありましたが、これまでの研究で、固形がん及び血液がんに対して特異的に結合し、一方、正常細胞とはほとんど結合しないことが判明しております。また、同抗体を用いての血中がん細胞の検出の精度が極めて高いことも判明しております。当社は、同技術を用いた、がんの早期診断及び再発診断の実用化を目指してまいります。

第5期中間会計期間(自平成20年1月1日至平成20年6月30日)
当中間会計期間における研究開発費の総額は、1,798千円であります。

1. がん治療技術

(1) 腫瘍血管を標的とするがん腫横断的ながん免疫療法の研究開発

研究パートナー：武蔵野大学、東京大学

マウスモデルで腫瘍血管を標的にした樹状細胞ワクチン療法の有用性の検証を行っております。次の段階としては、同抗原を用いた樹状細胞ワクチン療法の臨床研究となります。

(2) WT1ペプチドを用いた活性化リンパ球療法の研究開発

研究パートナー：千葉大学

非特異的免疫療法である活性化リンパ球療法においても、WT1ペプチドを使用することで、WT1特異的リンパ球を増やせることが研究で明らかになってきております。当社では、同ペプチドを用いた活性化リンパ球療法の実用化に向けた研究開発を進めております。

2. 再生医療

(1) ヒト活性化胎盤細胞

研究パートナー：東京大学

これまでの培養条件で得られた活性化胎盤細胞では院内製剤としては使用できませんでしたが、培養条件のさらなる検討を行い、院内製剤として活性化胎盤細胞を利用できる培養条件の目処がほぼ立っております。本研究でこれまでの培養条件と同等の活性が新たな培養条件で得られれば、すぐに臨床研究を開始する予定です。

3. がん診断技術

(1) がん特異的モノクローナル抗体を用いたがん診断技術等の開発

研究パートナー：東京大学

より精度の高い抗体にするために、当該抗体分子の構造を改変する研究を進めております。

なお、当社の研究開発活動に関連する契約は、以下のとおりです。

技術導入契約

相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
国立大学法人東京大学 (代理人 株式会社東京大学TLO)	日本	発明「細胞及び免疫誘導剤」 (産業財産権の出願番号：特願2005-205964号)にかかる技術、ノウハウ	独占ライセンス契約	平成18年1月31日から 平成22年10月31日まで

相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
高橋 弘	日本	発明「白血病の検出方法及びそのための試薬」（産業財産権の出願番号：特許3761861号）にかかる技術、ノウハウ	独占ライセンス契約	平成19年2月16日から平成38年3月31日まで
高橋 弘 花田 修一	日本	発明「がん特異的モノクローナル抗体を用いたがん診断法」（産業財産権の出願番号特願2004-549638号）にかかる技術、ノウハウ	独占ライセンス契約	平成19年2月15日から平成39年2月14日まで又は本特許権の存続期間が満了するまでのいずれか遅い時点まで

共同研究契約

相手方の名称	国名	研究題目	研究内容	契約期間
国立大学法人東京大学 （代理人 国立大学法人東京大学医科学研究所）	日本	培養血管内皮細胞を抗原とした癌の樹状細胞療法の開発	培養血管内皮細胞を抗原とした癌の樹状細胞療法の開発	平成17年10月1日から平成23年3月31日まで
武蔵野大学薬学部薬学研究所・薬物療法学教室	日本	腫瘍血管を標的とする横断的な癌の樹状細胞療法の確立	腫瘍血管を標的とした樹状細胞療法開発を目的とする、動物モデルの開発	平成20年2月1日から平成21年1月31日まで
国立大学法人東京大学	日本	癌特異抗原を認識する単クローン抗体を用いた新規治療薬の開発	癌細胞に特異的に結合する単クローン抗体を用いた新規抗体医薬品の開発	平成20年7月1日から平成25年6月30日まで

7 【財政状態及び経営成績の分析】

本文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

第4期事業年度(自平成19年1月1日至平成19年12月31日)

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は244,333千円で、前事業年度末に比べ161,889千円増加しております。現金及び預金の増加81,047千円、提携医療機関の新規契約に伴って、営業収入が増加したことによる売掛金の増加41,867千円、基盤提携医療機関への短期貸付金の増加30,000千円が主な要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は281,956千円で、前事業年度末に比べ169,745千円増加しております。新規基盤提携医療機関のための設備・機器導入等による有形固定資産の増加140,998千円が主な要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は99,886千円で、前事業年度末に比べ24,356千円増加しております。新規基盤提携医療機関のための設備・機器導入による割賦未払金の増加21,052千円が主な要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は58,700千円で、前事業年度末に比べ22,767千円増加しております。特許実施許諾契約締結による長期未払金の発生10,500千円、新規基盤提携医療機関のための設備・機器導入による長期割賦未払金の増加8,617千円が主な要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は367,704千円で、前事業年度末に比べ284,510千円増加しております。第三者割当増資により資本金及び資本剰余金は各々107,310千円増加し、当期純利益により利益剰余金が69,890千円増加しております。

第5期中間会計期間(自平成20年1月1日至平成20年6月30日)

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は257,539千円で、前事業年度末に比べ13,205千円増加しております。営業収入が増加したことによる現金及び預金の増加42,417千円、売掛金の増加3,455千円が主な要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は277,869千円で、前事業年度末に比べ4,087千円減少しております。基盤提携医療機関のための設備・機器等の減価償却による減少25,608千円、特許実施権取得等による無形固定資産の増加7,874千円及び、保険積立金の発生5,519千円が主な要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は89,410千円で、前事業年度末に比べ10,475千円減少しております。未払金の返済による減少8,598千円、割賦未払金の返済による減少19,590千円、事業拡大による未払法人税の増加11,140千円が主な要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は60,787千円で、前事業年度末に比べ2,087千円増加しております。基盤提携医療機関からの預り敷金の増加8,987千円、特許実施許諾契約締結による長期未払金の増加5,250千円、長期割賦未払金の返済による減少12,150千円が主な要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は385,210千円で、前事業年度末に比べ17,506千円増加しております。中間純利益による利益剰余金17,506千円の増加が要因であります。

(2)経営成績の分析

第4期事業年度(自平成19年1月1日至平成19年12月31日)

(営業収入)

当事業年度における営業収入は269,297千円（前年同期比186.0%増）となりました。

営業収入が増加した主な要因は、当社の基盤提携医療機関であるセレンクリニックでの治療が軌道に乗って来たこと、及びクリニックサンルイと提携契約を締結し、治療を開始したこと、並びに医療法人社団博心厚生会九段クリニックとの契約による契約一時金が計上されたことによるものであります。

(営業収入総利益)

当事業年度の営業収入総利益は、営業収入の増加に伴い前年同期比226.4%増の225,709千円となりました。営業収入総利益率は医療法人社団博心厚生会九段クリニックとの契約による一時金やセレンクリニックへ賃貸している設備等の減価償却費の負担減少により前事業年度の73.5%から当事業年度は83.8%に上昇しております。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度における販売費及び一般管理費は、183,275千円と前事業年度に比べ102,597千円増加（127.2%増）しております。事業拡大に伴う人件費及び関連経費の増加が主な要因であります。

(営業利益)

当事業年度における営業利益は42,434千円（前事業年度の営業損失11,515千円に比べ53,950千円増加）となりました。前述の営業収入の増加に伴う営業収入総利益の増加によるものであります。

(経常利益)

当事業年度における経常利益は63,634千円（前事業年度の経常損失10,490千円に比べ74,125千円増加）となりました。営業外損益の主な内容は経済産業省の助成金23,155千円です。

(特別損益)

当事業年度において特別利益として1,223千円を計上しております。これは主に有形固定資産売却益968千円です。

(当期純利益)

以上により、当事業年度における当期純利益は69,890千円（前事業年度の当期純損失10,780千円に比べ80,671千円増加）となりました。

第5期中間会計期間(自平成20年1月1日至平成20年6月30日)

(営業収入)

当中間会計期間における営業収入は224,607千円となりました。

営業収入が増加した主な要因は、当社の基盤提携医療機関であるセレンクリニック、クリニックサンルイでの治療が順調に推移したこと、及び、医療法人社団博心厚生会九段クリニックが治療を開始したことによるものであります。

(営業収入総利益)

当中間会計期間の営業収入総利益は、営業収入の増加に伴い1176,066千円となりました。営業収入総利益率は基盤提携医療機関が増加したことによる、減価償却費、固定資産税及びリース料の負担増加や修繕費の負担に伴い、78.4%となりました。

(販売費及び一般管理費)

当中間会計期間における販売費及び一般管理費は、143,611千円となりました。主たる内容は人件費及び広告（マーケティング）関連費用であります。

(営業利益)

当中間会計期間における営業利益は32,455千円となりました。

(経常利益)

当中間会計期間における経常利益は32,961千円となりました。営業外損益の主たる内容は基盤提携医療機関への転貸物件による不動産賃貸収入及び不動産賃貸原価であります。

(特別損益)

当中間会計期間において特別損失として217千円を計上しております。これは有形固定資産廃棄損によるものであります。

(中間純利益)

以上により、当中間会計期間における中間純利益は17,506千円となりました。

(注)当中間会計期間が中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との対比は行っておりません。

(3)資本の財源及び資金の流動性についての分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載してあります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第4期事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

当事業年度における設備投資の総額は、175,827千円であります。その内訳で主なものは、基盤提携医療機関であるクリニックサンルイの建物122,639千円、工具器具備品44,154千円であります。

第5期中間会計期間(自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)

当中間会計期間における設備投資の総額は、8,606千円であります。その内訳で主なものは、基盤提携医療機関であるセレンクリニックの工具器具備品8,093千円であります。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成20年6月30日
現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	工具器具備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都新宿区)	事務所設備	701	1,433		2,134	16

- (注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2 現在休止中の設備はありません。
3 上記の他、主要な賃借及びリース設備は、以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	台数	リース期間	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
本社 (東京都新宿区)	事務所設備・装置		5年	816	3,470

契約医療機関へ賃貸している主要な設備は、以下のとおりであります。

平成20年6月30日現在

契約医療機関名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			
		建物	工具器具備品	ソフトウェア	合計
セレンクリニック (東京都港区)	診療所設備・装置	48,475	34,264	1,560	84,300
クリニックサンルイ (京都市山科区)	診療所設備・装置	106,292	33,561	489	140,343

- (注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2 現在休止中の設備はありません。
3 セレンクリニック、クリニックサンルイ及び医療法人社団博心厚生会九段クリニックに対して診療所設備・装置の賃貸を行っております。
4 上記の他、主要な賃借及びリース設備は、以下のとおりであります。

契約医療機関名 (所在地)	設備の内容	台数	リース期間	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
クリニックサンルイ (京都市山科区)	診療所設備・装置		5年	1,638	7,037
医療法人社団博心厚生会九段クリニック (東京都千代田区)	診療所装置		7年	4,418	28,722

3 【設備の新設、除却等の計画】

平成21年1月31日現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1)重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力 (千円)
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (東京都新宿区)	提携クリニック システム	51,000		増資資金及び 自己資金	平成21年4月	平成21年10月	(注2)
本社 (東京都新宿区)	開示システム	15,000		増資資金及び 自己資金	平成21年3月	平成21年3月	(注3)

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 当社が技術・ノウハウを提供している契約医療機関向けのシステム開発を予定しております。

3 決算情報等の開示早期化の為に、決算開示システムの導入を予定しております。

当社は契約医療機関に対して医療設備等の貸与を行っており、新規契約予定医療機関への設備支援計画は以下のとおりです。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力 (千円)
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
新規契約予定医 療機関 (九州地区)	契約医療機関 設備一式	150,000 (注2)		増資資金	平成21年4月	平成21年7月	
新規契約予定医 療機関 (関東地区)	契約医療機関 設備一式	150,000 (注2)		増資資金	平成21年7月	平成21年10月	

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 金額には、新規契約予定医療機関に転貸する予定である、賃借不動産の敷金が含まれております。

(2)重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,328,000
計	40,328,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,082,000	非上場	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株
計	10,082,000		

(注) 当社は平成17年4月13日付で株式1株につき10株の分割、平成20年8月1日付で株式1株につき100株の分割、平成20年12月6日付で株式1株につき10株の分割を行っております。

(2)【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成17年4月25日臨時株主総会決議（第1回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成19年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年1月31日)
新株予約権の数	770個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式	普通株式 完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	770株	770,000株
新株予約権の行使時の払込金額	25,000円	25円
新株予約権の行使期間	平成20年1月1日から 平成26年12月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 25,000円 資本組入額 12,500円	発行価格 25円 資本組入額 12.5円
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 平成20年8月1日付及び平成20年12月6日付の株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、発行価格、資本組入額等が修正されました。また、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

新株予約権の割当てを受けた取締役、および従業員は、権利行使時において、当社の取締役、又は従業員の地位にあることを要す。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。

その他権利行使の条件については、本株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年9月18日臨時株主総会決議（第2回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成19年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年1月31日)
新株予約権の数	410個	407個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式で株主の権利に 特に制限のない株式	普通株式 完全議決権株式で株主の権利 に特に制限のない株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	410株	407,000株
新株予約権の行使時の払込金額	146,000円	146円
新株予約権の行使期間	平成21年10月1日から 平成29年8月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額	発行価格 146,000円 資本組入額 73,000円	発行価格 146円 資本組入額 73円
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得す るには、取締役会の承認を要す る。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項		

(注)1 平成20年8月1日付及び平成20年12月6日付の株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、発行価格、資本組入額等が修正されました。また、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

新株予約権者が権利行使時において、当会社又は当会社子会社の取締役、従業員、並びに当社の業務運営に関わっている者の地位を保有している場合に、行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできないものとする。

本新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。

新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と本新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の目的たる株式にかかる株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内の証券取引所に上場された後6か月の期間が経過するまで、本件新株予約権を行使することができないものとする。

平成19年9月18日臨時株主総会決議（第3回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成19年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年1月31日)
新株予約権の数	400個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式で株主の権利に 特に制限のない株式	普通株式 完全議決権株式で株主の権利に 特に制限のない株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	400株	400,000株
新株予約権の行使時の払込金額	146,000円	146円
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から 平成29年8月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額	発行価格 146,000円 資本組入額 73,000円	発行価格 146円 資本組入額 73円
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得 するには、取締役会の承認 を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 平成20年8月1日付及び平成20年12月6日付の株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、発行価格、資本組入額等が修正されました。上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

新株予約権者が権利行使時において、当会社又は当会社子会社の取締役、従業員、並びに当社の業務運営に関わっている者の地位を保有している場合に、行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできないものとする。

本新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。

新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と本新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して、新株予約権を行使することはできない。

平成19年9月18日臨時株主総会決議（第4回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成19年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年1月31日)
新株予約権の数	30個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式で株主の権利に 特に制限のない株式	普通株式 完全議決権株式で株主の権利に 特に制限のない株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	30株	30,000株
新株予約権の行使時の払込金額	146,000円	146円
新株予約権の行使期間	平成21年10月1日から 平成29年8月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額	発行価格 146,000円 資本組入額 73,000円	発行価格 146円 資本組入額 73円
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得 するには、取締役会の承認 を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項		

(注)1 平成20年8月1日付及び平成20年12月6日付の株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、発行価格、資本組入額等が修正されました。上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

新株予約権者が権利行使時において、当会社又は当会社子会社の取締役、従業員、並びに当社の業務運営に関わっている者の地位を保有している場合に、行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできないものとする。

本新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。

新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と本新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の目的たる株式にかかる株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内の証券取引所に上場された後6か月の期間

が経過するまで、本件新株予約権を行使することができないものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成16年6月24日 (注)1	200	200	10,000	10,000	-	-
平成16年12月20日 (注)2	200	400	10,000	20,000	-	-
平成17年1月31日 (注)3	201	601	50,250	70,250	-	-
平成17年4月13日 (注)4	5,409	6,010	-	70,250	-	-
平成17年9月6日 (注)5	1,467	7,477	27,506	97,756	27,506	27,506
平成18年3月10日 (注)6	975	8,452	36,562	134,318	-	27,506
平成18年12月25日 (注)7	160	8,612	6,000	140,318	-	27,506
平成19年7月30日 (注)8	1,470	10,082	107,310	247,628	107,310	134,816
平成20年3月28日 (注)9	-	10,082	-	247,628	14,740	120,075
平成20年8月1日 (注)10	998,118	1,008,200	-	247,628	-	120,075
平成20年12月6日 (注)11	9,073,800	10,082,000	-	247,628	-	120,075

(注) 1 会社設立 発行価格50,000円 資本組入額50,000円

2 有償第三者割当 発行価格50,000円 資本組入額50,000円

割当先 矢崎雄一郎 他4名

3 有償第三者割当 発行価格250,000円 資本組入額250,000円

割当先 ユーテック一号投資事業有限責任組合

4 株式の分割 1:10

5 有償第三者割当 発行価格37,500円 資本組入額18,750円

割当先 ユーテック一号投資事業有限責任組合 他1名

6 有償第三者割当 発行価格37,500円 資本組入額37,500円

割当先 矢崎雄一郎 他3名

7 有償第三者割当 発行価格37,500円 資本組入額37,500円

割当先 岡本正人

8 有償第三者割当 発行価格146,000円 資本組入額73,000円

割当先 ユーテック一号投資事業有限責任組合 他4名

9 その他資本剰余金への振替による資本準備金の減少

10 株式の分割 1:100

11 株式の分割 1:10

(5)【所有者別状況】

平成21年1月31日
現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	9	10	
所有株式数(単元)	-	-	-	3,250	-	-	97,570	100,820	
所有株式数の割合(%)	-	-	-	3.22	-	-	96.78	100.00	

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,082,000	100,820	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株
単元未満株式			
発行済株式総数	10,082,000		
総株主の議決権		100,820	

【自己株式等】

平成21年1月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計					

(7) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度の内容は以下のとおりであります。

平成17年4月25日臨時株主総会決議（第1回ストック・オプション）

決議年月日	平成17年4月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 2名 当社協力取引先の代表者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

平成19年9月18日臨時株主総会決議（第2回ストック・オプション）

決議年月日	平成19年9月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

平成19年9月18日臨時株主総会決議（第3回ストック・オプション）

決議年月日	平成19年9月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

平成19年9月18日臨時株主総会決議（第4回ストック・オプション）

決議年月日	平成19年9月18日
付与対象者の区分及び人数	当社顧問 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題の一つとして位置付けております。当社は、内部留保の充実を図り業容の拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながるとの認識から、利益配当を実施していません。

今後は、当社を取り巻く事業環境を踏まえ、当社の業績及び財務体質を総合的に勘案し、内部留保の充実を考慮しながら業績の成長に見合った利益還元を行っていく方針であります。

なお、当社は会社法第459条第1項の剰余金の配当を取締役会決議で行うことができる旨、定款で定めており、配当の決定機関は、中間配当、期末配当ともに取締役会であります。

4 【株価の推移】

当社株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長		矢崎雄一郎	昭和47年1月27日	平成8年4月 東海大学附属病院勤務 平成12年11月 ヒュービットジェノミクス㈱入社 平成15年4月 東京大学医科学研究所 細胞プロセッシング寄附研究部門研究員 平成16年6月 当社設立 代表取締役社長（現任）	(注) 3	4,067
取締役副社長		大田 誠	昭和47年4月22日	平成8年4月 ㈱武蔵野銀行入行 平成14年11月 T A C㈱入社 平成16年11月 当社入社 取締役管理部長 平成19年1月 当社取締役副社長兼管理本部長兼医療事業部長 平成19年5月 当社取締役副社長兼管理本部長 平成20年11月 当社取締役副社長（現任）	(注) 3	534
取締役	医療事業部長	堀永賢一郎	昭和50年12月22日	平成13年4月 新東京インターナショナル㈱入社 平成14年7月 ヒュービットジェノミクス㈱入社 平成17年3月 当社入社 医療事業部長 平成18年1月 当社取締役医療事業部長 平成19年1月 当社取締役事業企画部長 平成19年5月 当社取締役事業企画部長兼医療事業部長 平成19年7月 当社取締役医療事業部長（現任）	(注) 3	268
取締役	管理本部長 経理財務部長	山本龍平	昭和40年12月26日	平成2年4月 高橋龍雄税理士事務所入所 平成7年10月 ㈱インプレス入社 平成15年7月 ㈱クレセント入社 平成18年7月 ㈱アクアキャスト入社 平成19年7月 当社入社 経理財務部長 平成20年11月 当社取締役管理本部長兼経理財務部長（現任）	(注) 3	
取締役		岡本正人	昭和37年6月24日	平成4年4月 徳島大学歯学部附属病院勤務 平成5年9月 同大学歯学部勤務 米国ノースウェスタン大学医学部病理学講座 Research Associate（平成6年1月～平成9年4月） 平成16年4月 徳島大学大学院ヘルスバイオサイエンス研究部勤務 平成16年10月 徳島大学大学院口腔科学教育部講師 平成18年4月 武蔵野大学薬学部薬物療法学研究室 客員教授（現任） 平成18年4月 当社入社 最高科学責任者 平成18年12月 当社取締役最高科学責任者兼研究開発部長 平成19年12月 当社取締役（現任）	(注) 3	160
取締役	(注) 1	後藤牧人	昭和26年3月1日	平成2年6月 日本生命保険相互会社入社 平成8年8月 北海道立天売診療所所長 平成9年8月 GenRe(米国) General Manager兼Chief Medical Officer兼Chief Underwriting Officer 平成15年9月 健康オンライン㈱代表取締役（現任） 平成15年11月 ㈱コミール代表取締役 平成16年6月 当社 取締役（現任） 平成19年12月 JME日本医療経営評価機構㈱代表取締役	(注) 3	
監査役 (常勤)	(注) 2	市川正史	昭和44年8月22日	平成6年10月 太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 平成12年1月 市川公認会計士事務所開設 平成19年3月 当社 常勤監査役（現任）	(注) 4	50
監査役	(注) 2	南 俊基	昭和45年3月17日	平成5年4月 監査法人トーマツ入所 平成10年3月 南公認会計士事務所開設 平成10年4月 T A C㈱入社 平成14年11月 ジェンシスコンサルティング㈱入社 平成16年11月 当社 監査役（現任）	(注) 4	240

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	(注) 2	大野邦夫	昭和14年3月13日	昭和36年4月 旭化成工業(株)入社 平成7年7月 旭メディカル(株)取締役副社長 平成13年7月 同社技術最高顧問 平成16年4月 (株)ピーシーエス監査役 平成19年7月 同社技術顧問 平成20年3月 当社 監査役(現任)	(注) 4	
計						5,319

(注) 1 取締役後藤牧人は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2 監査役市川正史、南俊基及び大野邦夫は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3 平成20年11月27日選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時

4 平成20年11月27日選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

（コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方）

当社における企業活動は、企業理念を基本として、収益力の向上を図り、企業価値を継続的に高め、社会的責任を果たしていくことを企業経営の中心課題と捉えております。このような目的を継続的に維持達成していくためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制を維持することが不可欠であると認識しております。

そのため、当社では経営の透明性を高め、迅速且つ適切な情報開示を行い、株主をはじめとした各ステークホルダーに対する説明責任を果たすとともに、コンプライアンス体制の強化につとめております。

また、今後につきましても企業規模に応じて、随時コーポレート・ガバナンス体制を見直す等、持続的成長に資するような施策を図ってまいります。

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

会社の機関等の基本説明

（取締役会）

当社の取締役会は社外取締役1名を含む6名で構成されております。取締役会は毎月1回定期的に、また必要に応じて臨時に開催しており、非常勤を含めた社外監査役の出席のもと、経営に関する重要事項についての報告、決議を行っております。

（監査役会と監査役監査）

当社の監査役は従来、常勤監査役1名、非常勤監査役1名の2名（いずれも社外監査役）でありましたが、平成20年3月27日開催の第4回定時株主総会において監査役会設置会社に移行いたしました。監査役会は常勤監査役1名と非常勤監査役2名（全員社外監査役）で構成されており、監査役間の連絡協働のため監査役会を毎月1回開催し、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。監査役監査は常勤監査役を中心に実施しておりますが、非常勤監査役も業務を分担して、積極的に関与しております。監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画にもとづき重要書類の閲覧、役員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また内部監査室及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

（経営戦略会議）

経営戦略会議は、常勤取締役及び部室長職以上の幹部役職員により構成されており、業務執行に関する重要事項の報告・決議を行っており、毎月1回定期的に、また必要に応じて臨時に開催されております。なお、オブザーバーとして常勤監査役は毎回出席しております。

（内部監査室）

代表取締役社長直属の組織として内部監査室（1名）を設置し、代表取締役社長の承認を受けた内部監査計画に基づき監査を行っております。監査の結果は代表取締役社長に報告されております。また監査結果に基づき、業務活動への支援・助言業務も行っております。監査計画の策定及び監査の実施にあたっては監査役と連携をとりながら行っており、監査役に対しての監査結果の報告もなされております。また会計監査人とも意見・情報交換を行い、監査の実効性、効率性の向上に努めております。

（会計監査人）

当社は、監査法人トーマツと監査契約を締結しており、当該監査法人の監査を受けております。また、平成20年3月27日開催の第4回定時株主総会において会計監査人設置会社へ移行いたしました。なお、平成19年12月期において業務を執行した公認会計士の氏名及び補助者は以下のとおりであります。

継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。

a. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 城戸和弘

指定社員 業務執行社員 片岡久依

b. 監査業務における補助者の構成

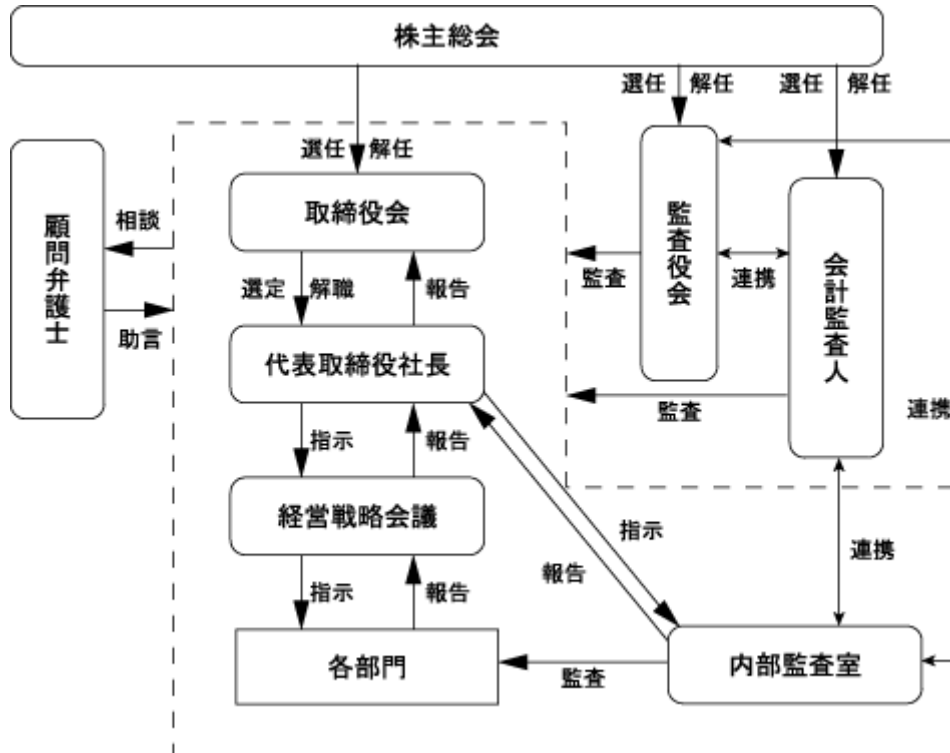
公認会計士 3名

会計士補 1名

その他 1名

内部統制システムの整備及び運用の状況

透明性と公平性の確保に関して、各種規程を整備するとともに、運用の周知徹底を図っております。また、規程遵守の実態確認と内部牽制機能を果たすため、代表取締役社長直轄の内部監査室による内部監査を実施し、監査役及び会計監査人と連携し、その実効性を確保しております。



(2) リスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会において経営リスクにつき活発な討議を行うことにより、リスクの早期発見及び未然の防止につとめております。また、業務上生じる様々なコンプライアンス上の判断を含む経営判断及び法的判断について、必要に応じ、弁護士、弁理士、監査法人、税理士、社会保険労務士等の社外の専門家からの助言を受ける体制を整えるとともに、内部監査、監査役監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見及び未然の防止によるリスク軽減につとめております。

(3) 役員報酬の内容

第4期事業年度における当社の取締役及び監査役に対する報酬は、以下のとおりです。

取締役に支払った報酬	22,800千円（うち社外取締役	千円）
監査役に支払った報酬	4,500千円（うち社外監査役	4,500千円）

(4) 監査報酬の内容

第4期事業年度における当社の監査法人に対する報酬は以下のとおりです。

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	6,000千円
上記以外の業務に基づく報酬	600千円

(5) 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨、定款に定めております。

(6)取締役の選任の要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨を定款に定めております。

(7)社外取締役及び社外監査役と当社の人的関係、資本的関係、取引関係、その他利害関係

社外監査役である市川正史は当社株式を50,000株、南俊基は当社株式を240,000株保有しております。上記以外に、社外取締役及び社外監査役と当社との資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

(8)取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款で定めております。

また、当社は同法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。責任の限度額は、社外取締役については、1,000千円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額、社外監査役については、法令が規定する額となっております。

並びに、当社は同法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。責任の限度額は、1,000千円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額となっております。

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がないときは、1,000千円と会社法第425条第1項各号の額の合計額とのいずれか高い額を限度とする契約を締結しております。また、会社法第427条第1項に基づき、非常勤監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする契約を締結しております。なお、常勤監査役及び会計監査人との間においては損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

(9)株主総会の特別決議要件の変更

当社は、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

(10)剰余金の配当等に関する事項

当社は、機動的な資本政策を行えるよう、会社法第459条第1項各号に規定する剰余金の配当等を取締役会の決議により可能とする旨、定款で定めております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成18年1月1日から平成18年12月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

(1) 当社は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第3期事業年度(平成18年1月1日から平成18年12月31日まで)の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期事業年度(平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)の財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間会計期間(平成20年1月1日から平成20年6月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

3 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年12月31日)		当事業年度 (平成19年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1 現金及び預金		37,667		118,714	
2 売掛金		40,462		82,330	
3 前払費用		2,022		3,476	
4 繰延税金資産				4,441	
5 短期貸付金				30,000	
6 未収入金		2,021		1,279	
7 その他		525		4,091	
貸倒引当金		254			
流動資産合計		82,444	42.4	244,333	46.4
固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物		67,778		196,880	
減価償却累計額		13,582	54,195	28,012	168,867
(2) 工具器具備品		64,481		104,460	
減価償却累計額		17,544	46,937	31,196	73,263
有形固定資産合計		101,133	52.0	242,131	46.0
2 無形固定資産					
(1) ソフトウェア		2,514		2,404	
(2) 特許実施権				18,958	
無形固定資産合計		2,514	1.2	21,363	4.1
3 投資その他の資産					
(1) 敷金		8,563		17,604	
(2) 繰延税金資産				857	
投資その他の資産合計		8,563	4.4	18,462	3.5
固定資産合計		112,210	57.6	281,956	53.6
資産合計		194,655	100.0	526,290	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年12月31日)		当事業年度 (平成19年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1 買掛金				644	
2 未払金		34,543		36,703	
3 割賦未払金		39,180		60,232	
4 未払法人税等		471		1,483	
5 その他		1,333		821	
流動負債合計		75,529	38.8	99,886	19.0
固定負債					
1 長期未払金				10,500	
2 長期割賦未払金		35,932		44,550	
3 預り敷金				3,650	
固定負債合計		35,932	18.5	58,700	11.1
負債合計		111,461	57.3	158,586	30.1
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金		140,318	72.1	247,628	47.1
2 資本剰余金					
資本準備金		27,506		134,816	
資本剰余金合計		27,506	14.1	134,816	25.6
3 利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		84,631		14,740	
利益剰余金合計		84,631	43.5	14,740	2.8
株主資本合計		83,193	42.7	367,704	69.9
純資産合計		83,193	42.7	367,704	69.9
負債純資産合計		194,655	100.0	526,290	100.0

中間貸借対照表

		第5期中間会計期間末 (平成20年6月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
流動資産			
1 現金及び預金		161,132	
2 売掛金		85,785	
3 たな卸資産		2,888	
4 前払費用		4,907	
5 繰延税金資産		1,108	
6 未収入金		875	
7 その他		841	
流動資産合計		257,539	48.1
固定資産			
1 有形固定資産	1		
(1) 建物		155,469	
(2) 工具器具備品		69,259	
有形固定資産合計		224,728	
2 無形固定資産			
(1) ソフトウェア		2,050	
(2) 特許実施権		27,187	
無形固定資産合計		29,237	
3 投資その他の資産			
(1) 敷金		17,604	
(2) 繰延税金資産		778	
(3) 保険積立金		5,519	
投資その他の資産合計		23,903	
固定資産合計		277,869	51.9
資産合計		535,408	100.0

		第5期中間会計期間末 (平成20年6月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)			
流動負債			
1 買掛金		644	
2 未払金		28,105	
3 割賦未払金		40,642	
4 未払法人税等		12,624	
5 その他	2	7,394	
流動負債合計		89,410	16.7
固定負債			
1 長期未払金		15,750	
2 長期割賦未払金		32,400	
3 預り敷金		12,637	
固定負債合計		60,787	11.4
負債合計		150,197	28.1
(純資産の部)			
株主資本			
1 資本金		247,628	46.2
2 資本剰余金			
資本準備金		120,075	
資本剰余金合計		120,075	22.4
3 利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		17,506	
利益剰余金合計		17,506	3.3
株主資本合計		385,210	71.9
純資産合計		385,210	71.9
負債純資産合計		535,408	100.0

【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)		当事業年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)			
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)		
営業収入			94,150	100.0	269,297	100.0	
営業収入原価			24,988	26.5	43,587	16.2	
営業収入総利益			69,161	73.5	225,709	83.8	
販売費及び一般管理費							
1 役員報酬		12,000			27,300		
2 給与手当		24,974			42,604		
3 法定福利費		4,441			7,233		
4 広告宣伝費		9,702			6,962		
5 旅費交通費		4,720			10,711		
6 消耗品費		2,189			3,637		
7 支払手数料		375			1,940		
8 支払報酬		10,967			32,912		
9 減価償却費					277		
10 寄附金					17,800		
11 研究開発費	1	1,819			13,588		
12 貸倒引当金繰入額		107					
13 その他		9,378	80,677	85.7	18,306	183,275	68.0
営業利益又は営業損失 ()			11,515	12.2	42,434	15.8	
営業外収益							
1 受取利息		198			692		
2 不動産賃貸収入		13,511			20,746		
3 助成金収入					23,155		
4 その他		1,475	15,185	16.1	542	45,137	16.7
営業外費用							
1 支払利息					108		
2 不動産賃貸原価		13,215			20,746		
3 コンサルティング費					2,205		
4 その他		944	14,160	15.0	877	23,937	8.9
経常利益又は経常損失 ()			10,490	11.1	63,634	23.6	

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)		当事業年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)		
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	
特別利益	2					
1 固定資産売却益				968		
2 貸倒引当金戻入				254	1,223	0.5
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失 ()			10,490	11.1	64,857	24.1
法人税、住民税 及び事業税		290		265		
法人税等調整額		290	0.4	5,298	5,032	1.9
当期純利益又は 当期純損失()		10,780	11.5	69,890	26.0	

営業収入原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)		当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		3,567	14.3	5,081	11.7
経費		21,421	85.7	38,506	88.3
当期営業収入原価		24,988	100.0	43,587	100.0

(脚注)

前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
経費の主な内訳は次のとおりであります。	経費の主な内訳は次のとおりであります。
減価償却費 21,246千円	減価償却費 32,629千円
旅費交通費 174千円	ライセンス使用料 3,108千円
	特許実施権償却 1,041千円
	旅費交通費 927千円
	リース料 798千円

中間損益計算書

		第5期中間会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)
営業収入			224,607	100.0
営業収入原価	4		48,540	21.6
営業収入総利益			176,066	78.4
販売費及び一般管理費	4		143,611	64.0
営業利益			32,455	14.4
営業外収益	1		18,244	8.2
営業外費用	2		17,737	7.9
経常利益			32,961	14.7
特別利益				
特別損失	3		217	0.1
税引前中間純利益			32,744	14.6
法人税、住民税及び事 業税		11,826		
法人税等調整額		3,411	15,238	6.8
中間純利益			17,506	7.8

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	
		資本準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
平成17年12月31日残高(千円)	97,756	27,506	73,850	51,412	51,412
事業年度中の変動額					
新株の発行	42,562	-	-	42,562	42,562
当期純損失	-	-	10,780	10,780	10,780
事業年度中の変動額合計(千円)	42,562	-	10,780	31,781	31,781
平成18年12月31日残高(千円)	140,318	27,506	84,631	83,193	83,193

当事業年度(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	
		資本準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
平成18年12月31日残高(千円)	140,318	27,506	84,631	83,193	83,193
事業年度中の変動額					
新株の発行	107,310	107,310	-	214,620	214,620
当期純利益	-	-	69,890	69,890	69,890
事業年度中の変動額合計(千円)	107,310	107,310	69,890	284,510	284,510
平成19年12月31日残高(千円)	247,628	134,816	14,740	367,704	367,704

中間株主資本等変動計算書

第5期中間会計期間(自平成20年1月1日至平成20年6月30日)

	株主資本					純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	その他利益 剰余金		
				繰越利益 剰余金		
平成19年12月31日残高(千円)	247,628	134,816	-	14,740	367,704	367,704
中間会計期間中の変動額						
資本準備金からその他資本剰余金 への振替	-	14,740	14,740	-	-	-
その他資本剰余金から利益剰余金 への振替	-	-	14,740	14,740	-	-
中間純利益	-	-	-	17,506	17,506	17,506
中間会計期間中の変動額合計(千円)	-	14,740	-	32,247	17,506	17,506
平成20年6月30日残高(千円)	247,628	120,075	-	17,506	385,210	385,210

【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 税引前当期純利益又は 税引前当期純損失()		10,490	64,857
2 減価償却費		21,246	33,949
3 貸倒引当金の増減額(は減少)		107	254
4 受取利息及び受取配当金		198	692
5 貯蔵品評価損		944	
6 支払利息			108
7 助成金収入			20,950
8 固定資産売却益			968
9 売上債権の増減額(は増加)		37,091	41,867
10 前払費用の増減額(は増加)		829	1,454
11 未収入金の増減額(は増加)		875	804
12 未収消費税等の増減額(は増加)		6,655	62
13 仕入債務の増減額(は減少)			644
14 未払金の増減額(は減少)		2,749	17,310
15 未払費用の増減額(は減少)		1,028	1,092
16 その他		611	2,110
小計		17,363	52,443
17 利息及び配当金の受取額		214	692
18 利息の支払額			108
19 助成金の受取額			20,950
20 法人税等の支払額		470	
営業活動によるキャッシュ・フロー		17,619	73,977
投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 有形固定資産の取得による支出		131	102,504
2 有形固定資産の売却による収入			3,000
3 無形固定資産の取得による支出			9,470
4 貸付けによる支出		20,000	70,000
5 貸付金の回収による収入		40,000	40,000
6 敷金の差入れによる支出			9,041
7 敷金の預りによる収入			3,650
8 その他		45	
投資活動によるキャッシュ・フロー		19,823	144,366

		前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 短期借入れによる収入			30,000
2 短期借入金の返済による支出			30,000
3 割賦未払金の返済による支出		38,850	62,305
4 株式の発行による収入		42,562	213,742
財務活動によるキャッシュ・フロー		3,712	151,437
現金及び現金同等物の増加額		5,916	81,047
現金及び現金同等物の期首残高		31,750	37,667
現金及び現金同等物の期末残高		37,667	118,714

中間キャッシュ・フロー計算書

		第5期中間会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
1 税引前中間純利益		32,744
2 減価償却費		27,917
3 受取利息及び受取配当金		514
4 固定資産廃棄損		217
5 売上債権の増減額（は増加）		3,455
6 前払費用の増減額（は増加）		1,430
7 たな卸資産の増減額（は増加）		2,888
8 未収入金の増減額（は増加）		403
9 未払金の増減額（は減少）		5,708
10 未払費用の増減額（は減少）		164
11 未払消費税等の増減額（は減少）		6,386
12 その他		3,431
小計		68,355
13 利息及び配当金の受取額		513
14 法人税等の支払額		265
営業活動によるキャッシュ・フロー		68,604
投資活動によるキャッシュ・フロー		
1 有形固定資産の取得による支出		22,913
2 無形固定資産の取得による支出		5,000
3 貸付金の回収による収入		30,000
4 保険積立金の積立による支出		5,519
5 敷金の預りによる収入		8,987
投資活動によるキャッシュ・フロー		5,553
財務活動によるキャッシュ・フロー		
1 長期割賦未払金の返済による支出		31,740
財務活動によるキャッシュ・フロー		31,740
現金及び現金同等物の増加額		42,417
現金及び現金同等物の期首残高		118,714
現金及び現金同等物の中間期末残高		161,132

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
<p>1 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物付属設備 8～18年 工具器具備品 3～10年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、耐用年数は以下のとおりであります。 ソフトウェア 5年</p>	<p>1 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同 左</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、耐用年数は以下のとおりであります。 ソフトウェア 5年 特許実施権 8年または契約期間いずれかの短い年数</p>
<p>2 繰延資産の処理方法</p> <p>(1) 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>2 繰延資産の処理方法</p> <p>(1) 株式交付費 同 左</p>
<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同 左</p>
<p>4 リース取引の処理方法</p>	<p>4 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
<p>5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同 左</p>
<p>6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1)消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1)消費税等の会計処理 同 左</p>

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は、83,193千円であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計委員会 企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）を適用しております。 これによる損益への影響はありません。</p>	<p>(有形固定資産の減価償却方法の変更) 当事業年度より、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。 この結果、従来の方法によった場合に比べて、営業収入総利益、経常利益及び税引前当期純利益が1,984千円減少しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
1 研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費 1,819千円	1 研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費 13,588千円 2 固定資産売却益は、工具器具備品968千円でありま す。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	7,477	1,135		8,612

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

第三者割当増資による増加 1,135株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	8,612	1,470		10,082

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

第三者割当増資による増加 1,470株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 37,667千円	現金及び預金 118,714千円
現金及び現金同等物 37,667千円	現金及び現金同等物 118,714千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)																				
	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具器具 備品 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>39,139</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,011</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>38,127</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>5,997千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>32,171千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>38,169千円</td> </tr> </table> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>1,057千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1,011千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>87千円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>		工具器具 備品 (千円)	取得価額相当額	39,139	減価償却累計額相当額	1,011	期末残高相当額	38,127	1年以内	5,997千円	1年超	32,171千円	合計	38,169千円	支払リース料	1,057千円	減価償却費相当額	1,011千円	支払利息相当額	87千円
	工具器具 備品 (千円)																				
取得価額相当額	39,139																				
減価償却累計額相当額	1,011																				
期末残高相当額	38,127																				
1年以内	5,997千円																				
1年超	32,171千円																				
合計	38,169千円																				
支払リース料	1,057千円																				
減価償却費相当額	1,011千円																				
支払利息相当額	87千円																				

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)

当社は有価証券を全く保有しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)

当社は有価証券を全く保有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)

当社は退職金制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)

当社は退職金制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

	第1回ストック・オプション
決議年月日	平成17年4月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 2名 当社協力取引先の代表者 1名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 800
付与日	平成17年5月30日
権利確定条件	該当事項はありません。
対象勤務期間	定めておりません。
新株予約権の行使期間	平成20年1月1日から 平成26年12月31日まで

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回
決議年月日	平成17年4月25日
権利確定前	
期首(株)	770
付与(株)	
失効(株)	
権利確定(株)	
未確定残(株)	770
権利確定後	
期首(株)	
権利確定(株)	
権利行使(株)	
失効(株)	
未行使残(株)	

単価情報

	第1回
決議年月日	平成17年4月25日
権利行使価格(円)	25,000
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円)	

当事業年度(自平成19年1月1日至平成19年12月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
決議年月日	平成17年4月25日	平成19年9月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 2名 当社協力取引先の代表者 1名	当社取締役 3名 当社従業員 5名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 800	普通株式 410
付与日	平成17年5月30日	平成19年9月28日
権利確定条件	該当事項はありません。	該当事項はありません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
新株予約権の行使期間	平成20年1月1日から 平成26年12月31日まで	平成21年10月1日から 平成29年8月31日まで

	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
決議年月日	平成19年9月18日	平成19年9月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社顧問 1名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 400	普通株式 30
付与日	平成19年9月28日	平成19年9月28日
権利確定条件	該当事項はありません。	該当事項はありません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から 平成29年8月31日まで	平成21年10月1日から 平成29年8月31日まで

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回	第2回	第3回	第4回
決議年月日	平成17年4月25日	平成19年9月18日	平成19年9月18日	平成19年9月18日
権利確定前				
期首(株)	770			
付与(株)		410	400	30
失効(株)				
権利確定(株)	770		400	
未確定残(株)		410		30
権利確定後				
期首(株)				
権利確定(株)	770		400	
権利行使(株)				
失効(株)				
未行使残(株)	770		400	

単価情報

	第1回	第2回	第3回	第4回
決議年月日	平成17年4月25日	平成19年9月18日	平成19年9月18日	平成19年9月18日
権利行使価格(円)	25,000	146,000	146,000	146,000
行使時平均株価(円)				
付与日における公正な評価単価(円)				

(3)ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された平成19年ストック・オプションの公正な評価単価は、未公開企業であるため、単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たり本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、ディスカунテッド・キャッシュフロー方式により算定しております。

なお、当事業年度における本源的価値の合計額は零であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)																																
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">32,681千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">191千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;"><u>103千円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">32,976千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;"><u>32,976千円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> </table> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。</p>	繰越欠損金	32,681千円	未払事業税	191千円	貸倒引当金	<u>103千円</u>	繰延税金資産小計	32,976千円	評価性引当額	<u>32,976千円</u>	繰延税金資産合計	千円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">3,947千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">494千円</td> </tr> <tr> <td>実施権</td> <td style="text-align: right;"><u>857千円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">5,298千円</td> </tr> </table> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.6%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金の課税所得からの控除</td> <td style="text-align: right;">50.4%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">2.1%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>0.1%</u></td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;"><u>7.8%</u></td> </tr> </table>	繰越欠損金	3,947千円	未払事業税	494千円	実施権	<u>857千円</u>	繰延税金資産合計	5,298千円	法定実効税率	40.6%	(調整)		繰越欠損金の課税所得からの控除	50.4%	交際費等永久に損金算入されない項目	2.1%	その他	<u>0.1%</u>	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>7.8%</u>
繰越欠損金	32,681千円																																
未払事業税	191千円																																
貸倒引当金	<u>103千円</u>																																
繰延税金資産小計	32,976千円																																
評価性引当額	<u>32,976千円</u>																																
繰延税金資産合計	千円																																
繰越欠損金	3,947千円																																
未払事業税	494千円																																
実施権	<u>857千円</u>																																
繰延税金資産合計	5,298千円																																
法定実効税率	40.6%																																
(調整)																																	
繰越欠損金の課税所得からの控除	50.4%																																
交際費等永久に損金算入されない項目	2.1%																																
その他	<u>0.1%</u>																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>7.8%</u>																																

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)

当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)

当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前事業年度(自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)

役員及び個人主要株主等

種類	氏名	住所	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及び その近親 者	矢崎雄一郎		当社代表 取締役社長	(被所有) 直接 47.2			当社建物賃借 の債務被保証	13,293 (注2)		
							第三者割当増 資	25,012 (注3)		
	矢崎 時雄		当社代表 取締役社長 の父				当社建物賃借 の債務被保証	13,293 (注2)		
	大田 誠		当社 取締役	(被所有) 直接 6.2			第三者割当増 資	5,025 (注3)		
	堀永賢一朗		当社 取締役	(被所有) 直接 3.1			第三者割当増 資	5,025 (注3)		
	南 俊基		当社 監査役	(被所有) 直接 2.8			第三者割当増 資	1,500 (注3)		
岡本 正人		当社 取締役	(被所有) 直接 1.9			第三者割当増 資	6,000 (注4)			

取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 当社は建物賃借に対して代表取締役社長矢崎雄一郎及び代表取締役社長の父矢崎時雄より共同して債務保証を受けております。なお、保証料の支払等は行っておりません。

2 取引金額には年間賃借料の金額を記載しております。

3 平成18年3月10日発行の新株の第三者割当増資によるものであり、発行価格はディスカунテッド・キャッシュフロー方式により算出した価格を参考にして決定しております。

4 平成18年12月25日発行の新株の第三者割当増資によるものであり、発行価格はディスカунテッド・キャッシュフロー方式により算出した価格を参考にして決定しております。

当事業年度(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)

(1)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
主要株主	ユーテック 一号投資事 業有限責任 組合	東京都文 京区本郷 7-3-1	投資事業組 合	(被所有) 直接 40.3			第三者割当増資	105,120 (注1)		

取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 平成19年7月30日発行の新株の第三者割当増資によるものであり、発行価格はディスカунテッド・キャッシュフロー方式により算出した価格を参考にして決定しております。
- 2 当社社外取締役である郷治友孝は、ユーテック一号投資事業有限責任組合の無限責任組合員である株式会社東京大学エッジキャピタルの代表取締役社長を兼務しております。

(2)役員及び個人主要株主等

種類	氏名	住所	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及び その近親 者	矢崎雄一郎		当社代表 取締役社長	(被所有) 直接 40.3			当社建物賃借 の債務被保証	14,155 (注2)		
	矢崎 時雄		当社代表 取締役社長 の父				当社建物賃借 の債務被保証	14,155 (注2)		
	市川 正史		当社 監査役	(被所有) 直接 0.5			第三者割当増 資	7,300 (注3)		

取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 当社は建物賃借に対して代表取締役社長矢崎雄一郎及び代表取締役社長の父矢崎時雄より共同して債務保証を受けております。なお、保証料の支払等は行っておりません。
- 2 取引金額には年間賃借料の金額を記載しております。
- 3 平成19年7月30日発行の新株の第三者割当増資によるものであり、発行価格はディスカунテッド・キャッシュフロー方式により算出した価格を参考にして決定しております。

(1 株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
1株当たり純資産額	9,660円 21銭	36,471円 37銭
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()	1,303円 09銭	7,567円 00銭
	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権が存在しますが、当期純損失を計上しているため、また、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。</p>	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権が存在しますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。</p>

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
損益計算書上の当期純利益又は 当期純損失()(千円)	10,780	69,890
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失()(千円)	10,780	69,890
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	8,273	9,236
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式の概要	<p>新株予約権(新株予約権 の数 770個)。 詳細は「第4 提出会社 の状況1株式等の状況 (2)新株予約権等の状 況」に記載のとおりで あります。</p>	<p>新株予約権(新株予約権 の数 1,610個)。 同左</p>

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
	<p>1. 資本準備金の額の減少 当社は平成20年3月27日開催の定時株主総会において、資本準備金の額の減少について承認可決されました。</p> <p>(1) 資本準備金の額の減少の目的 繰越利益剰余金(その他利益剰余金)の欠損を解消することを目的とし、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少させるものであります。</p> <p>減少する資本準備金の額 資本準備金134,816,250円のうち、14,740,648円 増加する資本剰余金の額 その他資本剰余金 14,740,648円 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日 平成20年3月28日</p> <p>(2) 剰余金の処分の目的 会社法第452条の規定に基づき、上記の効力が生じた後のその他資本剰余金で繰越利益剰余金の欠損補填を行うものであります。</p> <p>増加する剰余金の項目およびその額 繰越利益剰余金 14,740,648円 減少する剰余金の項目およびその額 その他資本剰余金 14,740,648円</p>

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	第5期中間会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) たな卸資産 商品 先入先出法による原価法を採用しております。 貯蔵品 個別法による原価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物付属設備 8～18年 工具器具備品 3～10年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 ソフトウェア 5年 特許実施権 8年または契約期間 いずれかの短い年数
3 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
4 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手元現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第5期中間会計期間末 (平成20年6月30日)	
1.有形固定資産の減価償却累計額	84,757千円
2.消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺し、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第5期中間会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)	
1.営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	514千円
不動産賃貸収入	17,466千円
2.営業外費用のうち主要なもの	
不動産賃貸原価	17,466千円
3.特別損失のうち主要なもの	
固定資産廃棄損	217千円
4.減価償却実施額	
有形固定資産	25,791千円
無形固定資産	2,125千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第5期中間会計期間(自平成20年1月1日至平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式(株)	10,082	-	-	10,082

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

第5期中間会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)	
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照 表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)	
現金及び預金	161,132千円
現金及び現金同等物	161,132千円

(リース取引関係)

第5期中間会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額			
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	中間期末 残高相当額
工具器具備品	千円 39,139	千円 4,128	千円 35,010
合計	39,139	4,128	35,010
未経過リース料中間期末残高相当額			
1年以内	6,043千円		
1年超	29,138千円		
合計	35,182千円		
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料	3,273千円		
減価償却費相当額	3,116千円		
支払利息相当額	285千円		
減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			

(有価証券関係)

第5期中間会計期間末(平成20年6月30日現在)

当社は有価証券を全く保有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第5期中間会計期間末(平成20年6月30日現在)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

第5期中間会計期間（自平成20年1月1日至平成20年6月30日）

当中間会計期間においてストック・オプションを付与しておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

第5期中間会計期間（自平成20年1月1日至平成20年6月30日）

当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第5期中間会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり純資産額	38,207円78銭
1株当たり中間純利益	1,736円41銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権が存在しますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。</p>	

(注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第5期中間会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)
中間損益計算書上の中間純利益(千円)	17,506
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る中間純利益(千円)	17,506
普通株式の期中平均株式数(株)	10,082
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	<p>新株予約権(新株予約権の数1,607個)。 詳細は「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>

(重要な後発事象)

第5期中間会計期間
(自平成20年1月1日
至平成20年6月30日)

(株式の分割)

1. 平成20年8月1日付 100分割

当社は平成20年7月15日開催の定時取締役会において、株式の分割の決議をしております。

・株式の分割の目的

投資家の利便性向上ひいては当社株式の流動性向上を図るため、単元株制度を導入するのに併せて、株式の分割を実施するもの。

・分割により増加する株式数

普通株式 998,118株

・分割の方法

平成20年7月31日(木曜日)18時現在の株主名簿に記載または記録された株主の有する株式数を1株につき100株の割合をもって分割する。

2. 平成20年12月6日付 10分割

当社は平成20年11月20日開催の取締役会において、株式の分割の決議をしております。

・株式の分割の目的

投資家の利便性向上のため、1株当たりの投資金額を引き下げ、株式の流動性向上および投資家層の拡大を図るため。

・分割により増加する株式数

普通株式 9,073,800株

・分割の方法

平成20年12月5日(金曜日)18時現在の株主名簿に記載または記録された株主の有する株式数を1株につき10株の割合をもって分割する。

前期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における(1株当たり情報)の各数値はそれぞれ次のとおりであります。

第5期中間会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)	前事業年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)
1株当たり純資産額 38円 21銭	1株当たり純資産額 36円 47銭
1株当たり中間純利益 1円 74銭	1株当たり当期純利益 7円 57銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権が存在しますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権が存在しますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

第5期中間会計期間
(自平成20年1月1日
至平成20年6月30日)

(社債の発行)

当社は平成20年7月8日開催の取締役会において、第1回無担保社債の発行を決議しております。

1. 銘柄 テラ株式会社第1回無担保社債
(みずほ銀行保証付及び適格機関投資家限定)
2. 社債総額 金1億円
3. 利率 年2.5パーセント以下(固定)
4. 発行価格 元本100円につき金100円
5. 償還金額 元本100円につき金100円
6. 社債の期間 3年
7. 償還方法 元本を毎年2回に分け定時償還
8. 払込日 平成20年7月16日
9. 資金の使途 事業資金

なお、以下の条件で実行しております。

利率 年1.50%

保証料 年0.45%

(取引先の会社更生手続開始について)

当社が建物を賃借し、契約医療機関に転貸している不動産の所有者である、日本総合地所株式会社が平成21年2月5日に東京地方裁判所に対して、会社更生法手続開始の申立てを行い、受理されました。これにより同社に対する預け敷金8,952千円につき取立不能のおそれが生じました。この債権について、翌事業年度において貸倒引当金を計上する予定であります。

【附属明細表】（平成19年12月31日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	67,778	129,101		196,880	28,012	14,429	168,867
工具器具備品	64,481	46,138	6,159	104,460	31,196	17,780	73,263
有形固定資産計	132,260	175,240	6,159	301,341	59,209	32,210	242,131
無形固定資産							
ソフトウェア	3,158	587	198	3,547	1,142	697	2,404
特許実施権		20,000		20,000	1,041	1,041	18,958
無形固定資産計	3,158	20,587	198	23,547	2,183	1,738	21,363

(注) 当期増加額及び減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	セレンクリニック	診療所設備	5,651千円
	クリニックサンルイ	診療所設備	122,639千円
工具器具備品	クリニックサンルイ	診療所器具備品	44,154千円
	セレンクリニック	診療所器具備品	3,000千円
特許実施権	株式会社癌免疫研究所	人工抗原	20,000千円
		特許実施許諾契約	

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	254			254	

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替処理による取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成19年12月31日現在)

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	90
預金	
普通預金	118,624
預金計	118,624
合計	118,714

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
セレンクリニック	39,419
クリニックサンルイ	31,933
医療法人社団博心厚生会九段クリニック	10,500
医療法人社団北斗 北斗病院	451
その他	26
合計	82,330

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	次期繰越高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
40,462	277,144	235,277	82,330	74.1	80.9

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

短期貸付金

相手先	金額(千円)
セレンクリニック	30,000
合計	30,000

買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社癌免疫研究所	644
合計	644

未払金

相手先	金額(千円)
株式会社和科盛商会	6,296
東急建設株式会社	6,100
株式会社トップスタッフ	2,973
有限会社メルクマール	1,260
総合警備保障株式会社	1,207
その他	18,867
合計	36,703

割賦未払金

相手先	金額(千円)
株式会社和科盛商会	60,232
合計	60,232

長期割賦未払金

相手先	金額(千円)
株式会社和科盛商会	44,550
合計	44,550

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

平成21年2月12日開催の取締役会で承認された第5期(自平成20年1月1日至平成20年12月31日)の財務諸表は、次のとおりであります。

なお、当該財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人トーマツによる監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

財務諸表

貸借対照表

区分	注記 番号	第5期事業年度 (平成20年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
流動資産			
1	現金及び預金		162,698
2	売掛金		178,545
3	たな卸資産		2,176
4	前払費用		6,941
5	繰延税金資産		3,645
6	未収入金		5,089
7	その他		751
	流動資産合計		359,849
			49.8
固定資産			
1	有形固定資産		
(1)	建物	250,579	
	減価償却累計額	57,473	193,105
(2)	工具器具備品	169,119	
	減価償却累計額	62,930	106,188
	有形固定資産合計		299,294
			41.4
2	無形固定資産		
(1)	ソフトウェア		1,695
(2)	特許実施権		25,312
	無形固定資産合計		27,007
			3.7
3	投資その他の資産		
(1)	敷金		30,189
(2)	繰延税金資産		699
(3)	保険積立金		5,519
	投資その他の資産合計		36,408
			5.1
	固定資産合計		362,710
			50.2
	資産合計		722,559
			100.0

区分	注記 番号	第5期事業年度 (平成20年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)			
流動負債			
1	買掛金	1,503	
2	一年以内償還予定社債	35,000	
3	未払金	56,675	
4	割賦未払金	24,300	
5	未払法人税等	47,817	
6	未払消費税等	9,529	
7	その他	2,055	
	流動負債合計	176,881	24.5
固定負債			
1	社債	65,000	
2	長期未払金	7,875	
3	長期割賦未払金	20,250	
4	預り敷金	25,221	
	固定負債合計	118,346	16.4
	負債合計	295,228	40.9
(純資産の部)			
株主資本			
1	資本金	247,628	34.3
2	資本剰余金		
(1)	資本準備金	120,075	
	資本剰余金合計	120,075	16.6
3	利益剰余金		
(1)	その他利益剰余金		
	繰越利益剰余金	59,627	
	利益剰余金合計	59,627	8.2
	株主資本合計	427,331	59.1
	純資産合計	427,331	59.1
	負債純資産合計	722,559	100.0

損益計算書

		第5期事業年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)
営業収入			546,009	100.0
営業収入原価			125,879	23.1
営業収入総利益			420,130	76.9
販売費及び一般管理費				
1 役員報酬		42,600		
2 給与手当		58,814		
3 法定福利費		10,287		
4 広告宣伝費		66,492		
5 交際費		15,789		
6 旅費交通費		21,939		
7 消耗品費		3,221		
8 支払手数料		5,029		
9 支払報酬		37,830		
10 減価償却費		1,442		
11 寄附金		21,250		
12 研究開発費	1	5,324		
13 その他		20,284	310,308	56.8
営業利益			109,821	20.1
営業外収益				
1 受取利息		686		
2 不動産賃貸収入		41,249		
3 その他		567	42,503	7.8
営業外費用				
1 社債利息		690		
2 社債発行費		2,259		
3 不動産賃貸原価		41,249		
4 その他		641	44,840	8.2
経常利益			107,483	19.7

		第5期事業年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)
特別損失				
1 固定資産廃棄損	2	217	217	0.1
税引前当期純利益			107,266	19.6
法人税、住民税 及び事業税		46,685		
法人税等調整額		953	47,638	8.7
当期純利益			59,627	10.9

営業収入原価明細書

		第5期事業年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		23,537	18.4
経費		101,174	79.0
商品仕入高		3,343	2.6
小計		128,056	100.0
期末商品棚卸高		2,176	
当期営業収入原価		125,879	

(脚注)

第5期事業年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	
経費の主な内訳は次のとおりであります。	
減価償却費	60,835千円
ライセンス使用料	14,902千円
特許実施権償却	3,645千円
旅費交通費	4,822千円
リース料	10,575千円
租税公課	3,654千円

株主資本等変動計算書

第5期事業年度(自平成20年1月1日至平成20年12月31日)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
平成19年12月31日残高(千円)	247,628	134,816	-	134,816	14,740	14,740	367,704	367,704
事業年度中の変動額								
資本準備金からその他資本剰余金への振替	-	14,740	14,740	-	-	-	-	-
その他資本剰余金から利益剰余金への振替	-	-	14,740	14,740	14,740	14,740	-	-
当期純利益	-	-	-	-	59,627	59,627	59,627	59,627
事業年度中の変動額合計(千円)	-	14,740	-	14,740	74,367	74,367	59,627	59,627
平成20年12月31日残高(千円)	247,628	120,075	-	120,075	59,627	59,627	427,331	427,331

キャッシュ・フロー計算書

		第5期事業年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
1 税引前当期純利益		107,266
2 減価償却費		65,924
3 受取利息及び受取配当金		686
4 支払利息		690
5 固定資産廃棄損		217
6 売上債権の増減額(は増加)		96,215
7 前払費用の増減額(は増加)		3,080
8 たな卸資産の増減額(は増加)		2,176
9 未収入金の増減額(は増加)		3,810
10 仕入債務の増減額(は減少)		859
11 未払金の増減額(は減少)		7,134
12 未払費用の増減額(は減少)		804
13 未払消費税等の増減額(は減少)		9,529
14 その他		5,617
小計		92,074
15 利息及び配当金の受取額		685
16 法人税等の支払額		265
営業活動によるキャッシュ・フロー		92,493
投資活動によるキャッシュ・フロー		
1 有形固定資産の取得による支出		114,372
2 無形固定資産の取得による支出		5,000
3 貸付金の回収による収入		30,000
4 保険積立金の積立による支出		5,519
5 敷金の差入れによる支出		12,584
6 敷金の預りによる収入		21,571
投資活動によるキャッシュ・フロー		85,904
財務活動によるキャッシュ・フロー		
1 社債の発行による収入		97,627
2 割賦未払金の返済による支出		60,232
財務活動によるキャッシュ・フロー		37,394
現金及び現金同等物の増加額		43,983
現金及び現金同等物の期首残高		118,714
現金及び現金同等物の期末残高		162,698

重要な会計方針

項目	第5期事業年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)
1 たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>たな卸資産</p> <p>商品 先入先出法による原価法を採用しております。</p> <p>貯蔵品 個別法による原価法を採用しております。</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 8～18年 工具器具備品 3～10年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>ソフトウェア 5年 特許実施権 8年または契約期間いずれかの短い年数。</p>
3 繰延資産の処理方法	<p>社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p>
4 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>
5 重要なリース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

項目	第5期事業年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)
6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手元現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

表示方法の変更

第5期事業年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)
(損益計算書) 前期まで販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示しておりました「交際費」は販売費及び一般管理費の総額の100分5を超えたため区分掲記しました。 なお、前期における「交際費」の金額は4,581千円であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

第5期事業年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	
1	研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費 5,324千円
2	固定資産廃棄損は、工具器具備品217千円 であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第5期事業年度(自平成20年1月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	10,082	10,071,918		10,082,000

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

- 平成20年8月1日付けで1株を100株に株式分割し、発行済株式数が998,118株増加しております。
- 平成20年12月6日付けで1株を10株に株式分割し、発行済株式数が9,073,800株増加しております。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

第5期事業年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	162,698千円
現金及び現金同等物	162,698千円

(リース取引関係)

第5期事業年度
(自平成20年1月1日
至平成20年12月31日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(借主側)

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	工具器具備品 (千円)
取得価額相当額	104,027
減価償却累計額相当額	11,484
期末残高相当額	92,542

未経過リース料期末残高相当額

1年以内 20,989千円

1年超 75,392千円

合計 96,382千円

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 11,353千円

減価償却費相当額 10,472千円

支払利息相当額 1,593千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

第5期事業年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

当社は有価証券を全く保有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第5期事業年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第5期事業年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

当社は退職金制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

第5期事業年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

平成20年8月1日付で1株を100株とする株式分割、平成20年12月6日付で1株を10株とする株式分割を行ったことから、株式の種類及び付与数、ストック・オプションの数、権利行使価格について、所要の調整を行っております。

(1)ストック・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
決議年月日	平成17年4月25日	平成19年9月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 2名 当社協力取引先の代表者 1名	当社取締役 3名 当社従業員 5名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 800,000	普通株式 410,000
付与日	平成17年5月30日	平成19年9月28日
権利確定条件	該当事項はありません。	該当事項はありません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
新株予約権の行使期間	平成20年1月1日から 平成26年12月31日まで	平成21年10月1日から 平成29年8月31日まで

	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
決議年月日	平成19年9月18日	平成19年9月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社顧問 1名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 400,000	普通株式 30,000
付与日	平成19年9月28日	平成19年9月28日
権利確定条件	該当事項はありません。	該当事項はありません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から 平成29年8月31日まで	平成21年10月1日から 平成29年8月31日まで

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回	第2回	第3回	第4回
決議年月日	平成17年4月25日	平成19年9月18日	平成19年9月18日	平成19年9月18日
権利確定前				
期首(株)		410,000		30,000
付与(株)				
失効(株)		3,000		
権利確定(株)				
未確定残(株)		407,000		30,000
権利確定後				
期首(株)	770,000		400,000	
権利確定(株)				
権利行使(株)				
失効(株)				
未行使残(株)	770,000		400,000	

単価情報

	第1回	第2回	第3回	第4回
決議年月日	平成17年4月25日	平成19年9月18日	平成19年9月18日	平成19年9月18日
権利行使価格(円)	25	146	146	146
行使時平均株価(円)				
付与日における公正な評価単価(円)				

(3)ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、ストック・オプションの公正な評価単価は、未公開企業であるため、単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、ディスカунテッド・キャッシュフロー方式により算定しております。

なお、当事業年度における本源的価値の合計額は零であります。

(税効果会計関係)

第5期事業年度 (平成20年12月31日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(繰延税金資産)	
未払事業税	3,645千円
実施権	<u>699千円</u>
繰延税金資産合計	4,344千円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	40.6%
(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	3.6%
その他	<u>0.2%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>44.4%</u>

(持分法損益等)

第5期事業年度(自平成20年1月1日至平成20年12月31日)

当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第5期事業年度(自平成20年1月1日至平成20年12月31日)

(1)役員及び個人主要株主等

種類	氏名	住所	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及び その近親 者	矢崎雄一郎		当社代表 取締役社 長	(被所有) 直接 40.3			当社建物賃借 の債務被保証	7,141 (注2)		
	矢崎 時雄		当社代表 取締役社 長の父				当社建物賃借 の債務被保証	7,141 (注2)		

取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 当社は建物賃借に対して代表取締役社長矢崎雄一郎及び代表取締役社長の父矢崎時雄より共同して債務保証を受けております。なお、平成20年6月30日をもって連帯保証契約を解消しております。
- 2 取引金額には平成20年6月30日までの賃借料を記載しております。

(1 株当たり情報)

項目	第 5 期事業年度 (自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日)
1 株当たり純資産額	42円 39銭
1 株当たり当期純利益	5円 91銭
	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、新株予約権が存在しますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(注) 1. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 5 期事業年度 (自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日)
損益計算書上の当期純利益(千円)	59,627
普通株式に係る当期純利益(千円)	59,627
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式の期中平均株式数(株)	10,082,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 株主総会の決議日 平成17年 4 月25日 (普通株式770,000株)
	新株予約権 株主総会の決議日 平成19年 9 月18日 (普通株式837,000株)

(注) 平成20年 8 月 1 日付で 1 株を100株とする株式分割、平成20年12月 6 日付で 1 株を10株とする株式分割をしております。

2. 株式分割について

第 5 期事業年度(自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日)

当社は、平成20年 8 月 1 日付で普通株式 1 株に対し普通株式100株、平成20年12月 6 日付で普通株式 1 株に対し普通株式10株の割合で株式分割を行いました。

前期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における(1 株当たり情報)の各数値はそれぞれ下記のとおりであります。

前事業年度 (自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)	
1 株当たり純資産額	36円 47銭
1 株当たり当期純利益	7円 57銭
	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、新株予約権が存在しますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

第5期事業年度
(自 平成20年1月1日
至 平成20年12月31日)

(取引先の会社更生手続開始について)

当社が建物を賃借し、契約医療機関に転貸している不動産の所有者である、日本総合地所株式会社が平成21年2月5日に東京地方裁判所に対して、会社更生法手続開始の申立てを行い、受理されました。これにより同社に対する預け敷金8,952千円につき取立不能のおそれが生じました。この債権について、翌事業年度において貸倒引当金を計上する予定であります。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注) 1. 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 (注)2. みずほインベスターズ証券株式会社 本店及び全国各支店 (注)2. 無料
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下のとおりであります。 http://www.tella.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注)1. 当社株式は、株式会社ジャスダック証券取引所NEOへの上場に伴い、平成21年3月25日をもって社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、当該事項については同日付けで該当事項はなくなる予定です。
2. 平成21年2月23日開催の取締役会決議により株式取扱規程の変更を行い、当該事項については平成21年3月25日付けで該当事項はなくなる予定です。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないものと定款で定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、

以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

当社は、平成16年6月24日設立のため、第1期については、決算期間が平成16年6月24日から平成16年12月31日までの6ヶ月7日となっております。

なお、当社は連動子会社を有しておりませんので、連動子会社の財務諸表はありません。

1 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第1期 (平成16年12月31日)		第2期 (平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1	現金及び預金	17,026		31,750	
2	売掛金			3,371	
3	貯蔵品			945	
4	前払費用	31		1,192	
5	短期貸付金			20,000	
6	未収入金	72		1,146	
7	未収還付消費税等			6,655	
8	その他			36	
	貸倒引当金			147	
	流動資産合計	17,130	97.4	64,951	38.9
固定資産					
1	有形固定資産				
(1)	建物			67,778	
	減価償却累計額			4,796	
(2)	工具器具備品	125		34,910	
	減価償却累計額	125		5,526	
	有形固定資産合計	125	0.7	92,366	55.2
2	無形固定資産				
(1)	ソフトウェア			1,342	
	無形固定資産合計			1,342	0.8
3	投資その他の資産				
(1)	敷金			8,483	
(2)	その他			35	
	投資その他の資産 合計			8,518	5.1
	固定資産合計	125	0.7	102,226	61.1
繰延資産					
	創立費	335			
	繰延資産合計	335	1.9		
	資産合計	17,591	100.0	167,178	100.0

区分	注記 番号	第1期 (平成16年12月31日)		第2期 (平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1 未払金		10		3,889	
2 割賦未払金				37,200	
3 未払法人税等		90		180	
4 その他		113		884	
流動負債合計		213	1.2	42,153	25.2
固定負債					
1 長期割賦未払金				73,612	
固定負債合計				73,612	44.0
負債合計		213	1.2	115,766	69.2
(資本の部)					
資本金					
資本金		20,000	113.7	97,756	58.5
資本剰余金					
1 資本準備金				27,506	
資本剰余金合計				27,506	16.5
利益剰余金					
1 当期末処理損失		2,622		73,850	
利益剰余金合計		2,622	14.9	73,850	44.2
資本合計		17,377	98.8	51,412	30.8
負債及び資本合計		17,591	100.0	167,178	100.0

2 【損益計算書】

区分	注記 番号	第1期 (自平成16年6月24日 至平成16年12月31日)		第2期 (自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
営業収入				5,174	100.0
営業収入原価				11,066	213.9
営業収入総損失				5,892	113.9
販売費及び一般管理費					
1 役員報酬		500		8,700	
2 給料手当		677		17,260	
3 法定福利費				3,219	
4 広告宣伝費				3,934	
5 旅費交通費		82		1,844	
6 消耗品費		72		9,116	
7 支払手数料		952		6,124	
8 地代家賃				3,655	
9 支払報酬		74		3,483	
10 研究開発費	1			3,190	
11 貸倒引当金繰入額				27	
12 その他		172	2,532	4,164	64,720
1,250.8					
営業損失			2,532	70,612	1,364.7
営業外収益					
1 受取利息				68	
2 不動産賃貸収入				6,422	
3 その他				93	6,584
127.3					
営業外費用					
1 不動産賃貸原価				6,563	
2 創立費償却				335	
3 貸倒引当金繰入額				120	7,018
135.7					
経常損失			2,532	71,047	1,373.1
税引前当期純損失			2,532	71,047	1,373.1
法人税、住民税 及び事業税		90		180	
法人税等調整額			90	180	3.5
当期純損失			2,622	71,227	1,376.6
前期繰越損失				2,622	
当期未処理損失			2,622	73,850	

営業収入原価明細書

区分	注記 番号	第1期 (自平成16年6月24日 至平成16年12月31日)		第2期 (自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費				300	2.7
経費				10,766	97.3
当期営業収入原価				11,066	100.0

(脚注)

第1期 (自平成16年6月24日 至平成16年12月31日)	第2期 (自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)
	経費の主な内訳は次のとおりであります。 減価償却費 10,766千円

3 【損失処理計算書】

区分	注記 番号	第1期 (平成17年3月23日)		第2期 (平成18年3月30日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
当期未処理損失			2,622		73,850
次期繰越損失			2,622		73,850

(注) 日付は株主総会承認年月日であります。

重要な会計方針

項目	第1期 (自平成16年6月24日 至平成16年12月31日)	第2期 (自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)
1 たな卸資産の評価基準及び評価方法		(1) 貯蔵品 個別法による原価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 工具器具備品 3年	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10～18年 工具器具備品 3～10年 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3 繰延資産の処理方法	(1) 創立費 商法施行規則に規定する最長期間内（5年以内）で償却	(1) 創立費 同左
4 引当金の計上基準		(1) 貸倒引当金 一括評価金銭債権の貸倒れに備えるため、法定繰入率による繰入限度額を計上しております。
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

注記事項

(貸借対照表関係)

第1期 (自 平成16年6月24日 至 平成16年12月31日)	第2期 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
会社が発行する株式 授權株式数 普通株式 800株 発行済株式総数 普通株式 400株	会社が発行する株式 授權株式数 普通株式 24,000株 発行済株式総数 普通株式 7,477株

(損益計算書関係)

第1期 (自 平成16年6月24日 至 平成16年12月31日)	第2期 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
	1 研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費 3,190千円

(リース取引関係)

第1期(自 平成16年6月24日 至 平成16年12月31日)

当社はリース取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

第2期(自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)

当社はリース取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(有価証券関係)

第1期(自 平成16年6月24日 至 平成16年12月31日)

当社は有価証券を全く保有しておりませんので、該当事項はありません。

第2期(自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)

当社は有価証券を全く保有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第1期(自 平成16年6月24日 至 平成16年12月31日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

第2期(自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第1期(自 平成16年6月24日 至 平成16年12月31日)

当社は退職金制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

第2期(自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)

当社は退職金制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

第 1 期 (自 平成16年 6 月24日 至 平成16年12月31日)	第 2 期 (自 平成17年 1 月 1 日 至 平成17年12月31日)
	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <p>繰越欠損金 29,546千円</p> <p>未払事業税 <u>千円</u></p> <p>繰延税金資産小計 29,546千円</p> <p>評価性引当額 <u>29,546千円</u></p> <p>繰延税金資産合計 千円</p> <p>(繰延税金負債)</p> <p><u>千円</u></p> <p>繰延税金負債合計 <u>千円</u></p> <p>繰延税金資産(負債)の純額 千円</p> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。</p>

(持分法損益等)

第1期(自 平成16年6月24日 至 平成16年12月31日)

当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第2期(自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)

当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

第1期(自平成16年6月24日 至平成16年12月31日)

役員及び個人主要株主等

種類	氏名	住所	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及び その近親 者	矢崎雄一郎		当社代表 取締役社長	(被所有) 直接 75.0			第三者割当 増資	5,000 (注)		
	大田 誠		当社 取締役	(被所有) 直接 10.0			第三者割当 増資	2,000 (注)		
	後藤 牧人		当社 取締役	(被所有) 直接 5.0			第三者割当 増資	1,000 (注)		
	南 俊基		当社 監査役	(被所有) 直接 5.0			第三者割当 増資	1,000 (注)		

取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 平成16年12月20日発行の新株の第三者割当増資によるものであり、発行価格は純資産方式により算出した価格を参考にして決定しております。

第2期(自平成17年1月1日至平成17年12月31日)

(1)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主	ユーテック 一号投資事業有限責任組合(注2)	東京都文 京区本郷 7-3-1	投資事業組合	(被所有) 直接 44.7			第三者割当 増資	49,987 (注1)		

取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1 平成17年9月6日発行の新株の第三者割当増資によるものであり、発行価格はディスカунテッド・キャッシュフロー方式により算出した価格を参考にして決定しております。
- 2 ユーテック一号投資事業有限責任組合は、平成17年1月31日の第三者割当により当社の主要株主となっております。

(2)役員及び個人主要株主等

種類	氏名	住所	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
役員及び その近親者	矢崎雄一郎		当社代表 取締役社長	(被所有) 直接 40.1			当社建物賃 借の債務被 保証	9,180 (注2)		
	矢崎時雄		当社代表 取締役社長の父				当社建物賃 借の債務被 保証	9,180 (注2)		
	堀永賢一郎		当社 取締役	(被所有) 直接 1.8			第三者割当 増資	5,025 (注3)		

取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1 当社は建物賃貸に対して代表取締役社長矢崎雄一郎及び代表取締役社長の父矢崎時雄より共同して債務保証を受けております。なお、保証料の支払等は行っておりません。
- 2 取引金額には年間賃借料の金額を記載しております。
- 3 平成17年9月6日発行の新株の第三者割当増資によるものであり、発行価格はディスカунテッド・キャッシュフロー方式により算出した価格を参考にして決定しております。

(1株当たり情報)

項目	第1期 (自平成16年6月24日 至平成16年12月31日)	第2期 (自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)
1株当たり純資産額	43,443円04銭	6,876円05銭
1株当たり当期純損失	12,338円72銭	11,279円03銭
	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、また、1株当たり当期純損失を計上しているため、記載しておりません。</p>	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権が存在しますが、1株当たり当期純損失を計上しているため、また、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。</p> <p>当社は、平成17年4月13日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報は、以下の通りとなります。</p> <p>1株当たり純資産額 4,344円30銭 1株当たり当期純損失 1,233円87銭</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。</p>

(注) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第1期 (自平成16年6月24日 至平成16年12月31日)	第2期 (自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)
損益計算書上の当期純損失(千円)	2,622	71,227
普通株式に係る当期純損失(千円)	2,622	71,227
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	212	6,315
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要		<p>新株予約権(新株予約権の数770個)。 詳細は第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>

(重要な後発事象)

第1期 (自 平成16年 6月24日 至 平成16年12月31日)	第2期 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
<p>(1)新株の発行 平成17年 1月18日に開催された臨時株主総会の決議において、以下のとおり新株式の発行を決議し、平成17年 1月31日に払込が完了いたしました。</p> <p>募集方法 第三者割当 発行株式の種類と数 普通株式201株 発行価額 1株につき250,000円 発行価額の総額 50,250,000円 資本組入額 1株につき250,000円 資本組入額の総額 50,250,000円 申込期日 平成17年 1月28日 払込期日 平成17年 1月31日 資金の用途 研究開発資金、運転資金</p>	<p>(1)新株の発行 平成18年 2月14日に開催された臨時株主総会の決議において、以下のとおり新株式の発行を決議し、平成18年 3月10日に払込が完了いたしました。</p> <p>募集方法 第三者割当 発行株式の種類と数 普通株式975株 発行価額 1株につき37,500円 発行価額の総額 36,562,500円 資本組入額 1株につき37,500円 資本組入額の総額 36,562,500円 申込期日 平成18年 3月10日 払込期日 平成18年 3月10日 資金の用途 研究開発資金、運転資金</p>

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成18年1月20日	高橋恒夫	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	矢崎雄一郎	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)(大株主上位10名)	200	1,000,000 (5,000)	所有者の事情による
平成18年1月20日	後藤牧人	千葉県浦安市	特別利害関係者等(当社の取締役)(大株主上位10名)	矢崎雄一郎	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)(大株主上位10名)	200	1,000,000 (5,000)	所有者の事情による

- (注) 1 当社は、株式会社ジャスダック証券取引所NEOへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第23条並びに「上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い」（以下「上場前公募等規則の取扱い」という。）第19条の規定に基づき、当社の特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1において同じ。）が、直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時総会までの間にあたる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。以下同じ。）末日の2年前の日（平成18年1月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式、新株予約権または新株予約権付社債の譲受けまたは譲渡（新株予約権の行使を含み、新規上場申請者の発行する株式が日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合を除く。以下、「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を「有価証券上場規程に関する取扱い要綱」3(2)に規定する「上場申請のための有価証券報告書」に記載することとされております。
- 2 当社は、「上場前公募等規則」第24条並びに「上場前公募等規則の取扱い」第20条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表できるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表できるとされております。
- 3 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者.....役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員。
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
- 4 移動価格は移動前所有者が割当を受けた第三者割当増資の価格と同額で、純資産方式により算出した価格を参考にして、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式(1)	株式(2)	株式(3)
発行年月日	平成18年3月10日	平成18年12月25日	平成19年7月30日
種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	975株	160株	1,470株
発行価格	37,500円	37,500円	146,000円
資本組入額	37,500円	37,500円	73,000円
発行価額の総額	36,562,500円	6,000,000円	214,620,000円
資本組入額の総額	36,562,500円	6,000,000円	107,310,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約			(注) 2

項目	新株予約権(1)	新株予約権(2)	新株予約権(3)
発行年月日	平成19年9月28日	平成19年9月28日	平成19年9月28日
種類	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 410株	普通株式 400株	普通株式 30株
発行価格	1株につき146,000円	1株につき146,000円	1株につき146,000円
資本組入額	73,000円	73,000円	73,000円
発行価額の総額	59,860,000円	58,400,000円	4,380,000円
資本組入額の総額	29,930,000円	29,200,000円	2,190,000円
発行方法	平成19年9月18日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成19年9月18日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成19年9月18日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 3	(注) 3

- (注) 1 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社ジャスダック証券取引所の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。
- (1) 同取引所の定める「上場前公募等規則」第25条の規定において、新規上場申請者が直前事業年度末日の1年前の日以後において、株主割当または優先出資割当その他の同取引所が適当と認める方法以外の方法（以下、「第三者割当等」という）による募集株式の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時および同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面および報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める「上場前公募等規則」第28条の規定において、新規上場申請者が直前事業年度の末日の1年前の日以降において、その役員又は従業員その他の同取引所が定める者であって、かつ同取引所が適当と認めるもの（以下「役員又は従業員等」という。）に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により報酬として割り当てた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の当該取引所への報告並びに当該書面その他の当該取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、同取引所が必要と認める書面を当該取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所が上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、直前事業年度の末日は平成19年12月31日であります。
- 2 上記1の規定および「上場前公募等規則の取扱い」第21条の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた新株を原則として、割当株式に係る払込期日等の日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日等以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日等以後1年間を経過する日)まで継続的に所有する旨の確約を行っております。
 - 3 当社は、割当を受けた当社の役員および従業員との間で、割当を受けた新株予約権を原則として新株予約権の取得日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで、継続的に所有する旨の確約を行っております。また、割当を受けた社外協力者との間で、新株予約権発行の割当日から上場日以後の6か月間を経過する日(当該日において新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、新株予約権の割当日以降1年間を経過する日)まで継続的に所有する旨の確約を行っております。
 - 4 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、ディスカунテッド・キャッシュフロー方式により算出した価格を参考にして決定しております。
 - 5 平成20年8月1日付で1株を100株に分割、平成20年12月6日付で1株を10株に分割しておりますが、上記株数は分割前の株数で記載しております。

6 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

項目	新株予約権(1)(3)	新株予約権(2)
行使時の払込金額（注）	1株につき146,000円	1株につき146,000円
行使期間	平成21年10月1日から 平成29年8月31日まで	平成19年10月1日から 平成29年8月31日まで
行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、従業員、並びに当社の業務運営に関わっている者の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他取締役会が正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、1名に限り権利を継承する事ができる。ただし、再継承はできないものとする。</p> <p>本新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。</p> <p>新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と本新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の目的たる株式にかかる株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内の証券取引所に上場された後6か月の期間が経過するまで、本件新株予約権を行使することができないものとする。</p>	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、従業員、並びに当社の業務運営に関わっている者の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他取締役会が正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、1名に限り権利を継承する事ができる。ただし、再継承はできないものとする。</p> <p>本新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。</p> <p>新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と本新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して、新株予約権を行使することはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(注) 平成20年8月1日付で1株を100株に分割、平成20年12月6日付で1株を10株に分割したことにより、146円に調整されております。

2 【取得者の概況】

株式(1) 平成18年3月10日

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
矢崎 雄一郎	東京都港区	会社役員	667	25,012,500 (37,500)	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名) (当社の代表取締 役)
大田 誠	埼玉県朝霞市	会社役員	134	5,025,000 (37,500)	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名) (当社の取締役)
堀永 賢一郎	東京都渋谷区	会社役員	134	5,025,000 (37,500)	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名) (当社の取締役)
南 俊基	東京都杉並区	会社役員	40	1,500,000 (37,500)	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名) (当社の監査役)

(注) 1 新株発行時における状況を記載しております。

- 2 平成20年8月1日付をもって1株につき100株の株式分割、平成20年12月6日付をもって1株につき10株の株式分割を行いました。その結果、単価（発行価格）1株につき146円、割当株数は付与時の1,000倍となりました。なお、上記には付与時の割当株数を記載しております。

株式(2) 平成18年12月25日

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
岡本 正人	徳島県徳島市	会社役員	160	6,000,000 (37,500)	特別利害関係者 等 (当社の取締役)

(注) 1 岡本正人は、平成18年12月18日開催の臨時株主総会において当社の取締役に選任されました。

2 新株発行時における状況を記載しております。

- 3 平成20年8月1日付をもって1株につき100株の株式分割、平成20年12月6日付をもって1株につき10株の株式分割を行いました。その結果、単価（発行価格）1株につき146円、割当株数は付与時の1,000倍となりました。なお、上記には付与時の割当株数を記載しております。

株式(3) 平成19年7月30日

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
ユーテック一号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社東京大学エッジキャピタル 代表取締役社長 郷治友孝 資本金10百万円	東京都文京区本郷7-3-1	投資事業組合	720	105,120,000 (146,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
新規事業投資株式会社 代表取締役 松野信也 資本金6,000百万円	東京都千代田区大手町2-6-2	ベンチャー キャピタル	325	47,450,000 (146,000)	
新規事業投資1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 新規事業投資株式会社 代表取締役 松野信也 資本金6,000百万円	東京都千代田区大手町2-6-2	投資事業組合	325	47,450,000 (146,000)	
市川 正史	東京都港区	会社役員	50	7,300,000 (146,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
山口 孝太	東京都目黒区	弁護士	50	7,300,000 (146,000)	

(注) 1 新株発行時における状況を記載しております。

- 2 平成20年8月1日付をもって1株につき100株の株式分割、平成20年12月6日付をもって1株につき10株の株式分割を行いました。その結果、単価（発行価格）1株につき146円、割当株数は付与時の1,000倍となりました。なお、上記には付与時の割当株数を記載しております。

新株予約権(1) 平成19年9月18日開催の臨時株主総会の決議に基づく新株予約権の付与

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
大田 誠	埼玉県朝霞市	会社役員	180	26,280,000 (146,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
堀永 賢一郎	東京都渋谷区	会社役員	60	8,760,000 (146,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
岡本 正人	徳島県徳島市	会社役員	60	8,760,000 (146,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
山本 龍平	埼玉県所沢市	会社員	50	7,300,000 (146,000)	当社の従業員
甲賀 敬子	東京都大田区	会社員	50	7,300,000 (146,000)	当社の従業員
野呂瀬 源	東京都品川区	会社員	4	584,000 (146,000)	当社の従業員

浜地 裕樹	神奈川県川崎市川崎区	会社員	3	438,000 (146,000)	当社の従業員
-------	------------	-----	---	----------------------	--------

- (注) 1 新株予約権発行時における状況を記載しております。
- 2 退職等の理由により権利を失効した付与者については記載しておりません。
- 3 平成20年8月1日付をもって1株につき100株の株式分割、平成20年12月6日付をもって1株につき10株の株式分割を行いました。その結果、単価（発行価格）1株につき146円、割当株数は付与時の1,000倍となりました。なお、上記には付与時の割当株数を記載しております。

新株予約権(2) 平成19年9月18日開催の臨時株主総会の決議に基づく新株予約権の付与

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
矢崎 雄一郎	東京都港区	会社役員	400	58,400,000 (146,000)	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名) (当社の代表取締役)

- (注) 1 新株予約権発行時における状況を記載しております。
 2 平成20年8月1日付をもって1株につき100株の株式分割、平成20年12月6日付をもって1株につき10株の株式分割を行いました。その結果、単価（発行価格）1株につき146円、割当株数は付与時の1,000倍となりました。なお、上記には付与時の割当株数を記載しております。

新株予約権(3) 平成19年9月18日開催の臨時株主総会の決議に基づく新株予約権の付与

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
高橋 弘	埼玉県さいたま市岩槻区	医師	30	4,380,000 (146,000)	社外協力者

- (注) 1 新株予約権発行時における状況を記載しております。
 2 平成20年8月1日付をもって1株につき100株の株式分割、平成20年12月6日付をもって1株につき10株の株式分割を行いました。その結果、単価（発行価格）1株につき146円、割当株数は付与時の1,000倍となりました。なお、上記には付与時の割当株数を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
矢崎 雄一郎 1, 2	東京都港区	4,817 (750)	41.21 (6.42)
ユーテック一号投資事業有限責任組合 2	東京都文京区本郷7-3-1	4,063	34.76
大田 誠 2, 3	埼玉県朝霞市	814 (280)	6.96 (2.40)
堀永 賢一朗 2, 3	東京都渋谷区	628 (360)	5.37 (3.08)
新規事業投資株式会社 2	東京都千代田区大手町2-6-2	325	2.78
新規事業投資1号投資事業有限責任組合 2	東京都千代田区大手町2-6-2	325	2.78
南 俊基 2, 4	東京都杉並区	240	2.05
岡本 正人 2, 3	徳島県徳島市	220 (60)	1.88 (0.51)
市川 正史 2, 4	東京都港区	50	0.43
山口 孝太 2, 6	神奈川県横浜市栄区	50	0.43
山本 龍平 3	埼玉県所沢市	50 (50)	0.43 (0.43)
甲賀 敬子 5	東京都目黒区	50 (50)	0.43 (0.43)
高橋 弘 6	埼玉県さいたま市岩槻区	30 (30)	0.26 (0.26)
野呂瀬 源 5	神奈川県横浜市泉区	24 (24)	0.20 (0.20)
浜地 裕樹 5	千葉県浦安市	3 (3)	0.03 (0.03)
計		11,689 (1,607)	100.00 (13.75)

(注) 1 「氏名又は名称」欄の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

1 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長） 2 特別利害関係者等（大株主上位10名）

3 特別利害関係者等（当社の取締役） 4 特別利害関係者等（当社の監査役）

5 当社の従業員 6 当社の顧問

2（ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年2月13日

テラ株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 城戸和弘 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 片岡久依 印

当監査法人は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているテラ株式会社の平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テラ株式会社の平成18年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年2月13日

テラ株式会社
取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 城戸和弘 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 片岡久依 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているテラ株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テラ株式会社の平成19年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年2月13日

テラ株式会社
取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 城戸和弘 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 片岡久依 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているテラ株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、テラ株式会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。